

第3章 人権問題の現状等と取組の方向

人権とは、すべての人が生まれながらにして持っているかけがえのない、普遍的に遵守されるべき基本的権利です。

世界人権宣言では、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」と規定があり、基本的な人権尊重の原則が定められています。

また、我が国では、すべての国民に基本的な人権の享有を保障する日本国憲法のもと、人権に関する諸制度の整備や諸施策の推進が図られてきました。

しかしながら、社会情勢等の大きな変化により、人権を取り巻く状況も大きく様変わりしています。

例を挙げると、国際化が国内のあらゆる地域で進行する一方、文化的背景の相違や無理解等による偏見や差別が依然として少なからず存在しており、排外主義に起因する外国人差別やヘイトスピーチも発生しています。

情報の拡散力が圧倒的に高いSNSの登場等により、情報化が飛躍的に進展した一方、情報が瞬時に拡散し削除が極めて困難という特徴から、インターネット上の人権侵害が深刻化しています。

少子高齢化の進行に伴い、身体的・経済的虐待等の人権侵害から高齢者を守るとともに、誰もが生き生きと暮らせる社会づくり等、超高齢社会への対応が喫緊の課題になっています。

基本的な人権についての周知度が向上した一方、人権侵害状況は「多くなってきた」という世論調査があり、人権意識の変化を示すデータの一つとも考えられます。

また、この間、人権尊重の施策を推進してきたにも関わらず、依然として、家庭、地域社会、学校、職場等の社会生活の中で、身体や生命の安全に関わる事件や、人種、信条、性別、社会的身分による不当な差別等が様々な形態で存在しています。

こうした社会情勢の変化や動向を踏まえると、人権を尊重することの重要性はますます増しており、市民一人ひとりが、各人権課題についての知識や理解を深めること、自己の人権と同様に他者の人権を尊重することの必要性・重要性について正しく認識すること、その日常生活において自己及び他者の人権にも十分に配慮した行動をとることが確実に根付くこと、等が求められます。

そのためには、「人権教育・啓発」の推進により、社会に存在するさまざまな人権問題について、その実態や原因を正しく把握・理解するとともに、複合した要因により問題が重層化、複雑化している可能性があることを考慮して、あらゆる場や機会を通して解決に向けた展望をしっかりと持って総合的に取り組むことが必要です。

子どもたちの学校教育の場や、多様な年齢層や立場の人々を対象にした生涯学習の場等様々な機会を活かし、対象者により内容や形態を工夫することで、幅広い人々から理解と共感を得られるよう、適切かつ効果的な取組を推進していきます。

1. 人権課題に対する取組

1 部落差別（同和問題）

【現状と課題】

部落差別（同和問題）について、1965（昭和40）年の「同和対策審議会答申*」は、「日本社会の歴史的過程において形成された身分階層構造に基づく差別により、国民の一部の人々が、経済的、社会的、文化的に低位の状態におかれ、現代社会においても、なお、著しく基本的人権を侵害され、何人にも保障されている市民的権利と自由が完全に保障されていないという、深刻にして重大な社会問題である。」とし、さらには、「その早急な解決こそ国の責務であると同時に国民的課題である」という認識を示し、特に就職と教育の機会均等を保障することを求めています。

本市では、同和問題の解決を市政の重要施策として位置付け、30年余りにわたって、特別措置法に基づく同和対策事業をはじめ、隣保館*や青少年センター等における関連事業を総合的、計画的に実施してきました。

2002（平成14）年の特別措置法失効後も、残された課題の解決に向け、関係部署で連携を図りながら、一般対策の施策を運用してさまざまな施策に取り組んできました。

さらに、同和問題解決の拠点として重要な役割を担ってきた隣保館に、全市的な視野に立った本市の人権政策の推進拠点としての役割を位置付け、地域福祉の推進や人権啓発のための住民交流等の施策を推進してきました。

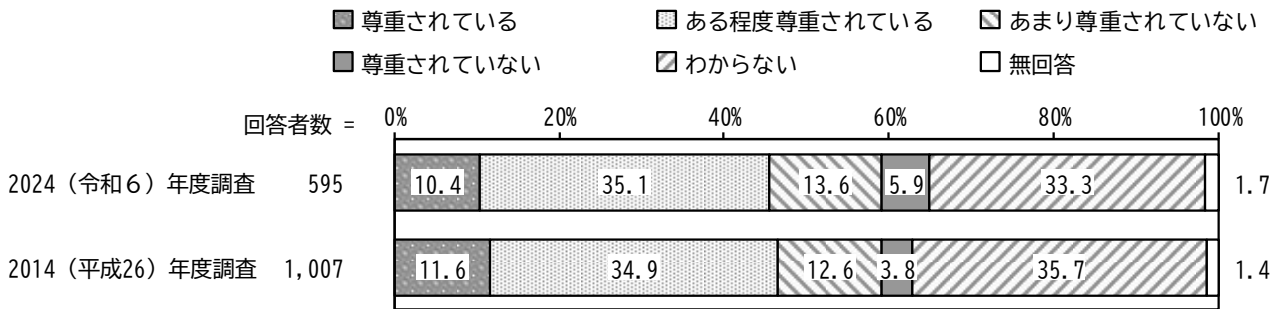
また、同和教育について、自主的な学習活動の支援や指導者育成の取組を通して人権尊重や共生の心を育み、同和問題の解決を目指す教育を推進するとともに、豊かな人権意識を育み、教育の機会均等を実質的に保障するため、子ども一人ひとりの状況を的確に把握し、その状況に応じたきめ細かな指導と地域や家庭と連携した取組を推進してきました。

こうした総合対策の実施により、さまざまな場面で存在していた周辺地域との格差の解消は進んでいるものの、心理面における偏見や差別意識は、国や本市が実施した意識調査の結果等から、根強く残っていることがうかがえます。また、法務省の人権擁護機関*において取り扱った人権相談・人権侵犯事件のうち部落差別に関する事案の推移は減少傾向にはなく、インターネット上の偏見や差別を助長させる恐れのある情報の投稿の状況等から、課題は今なお存在すると言わざるを得ません。

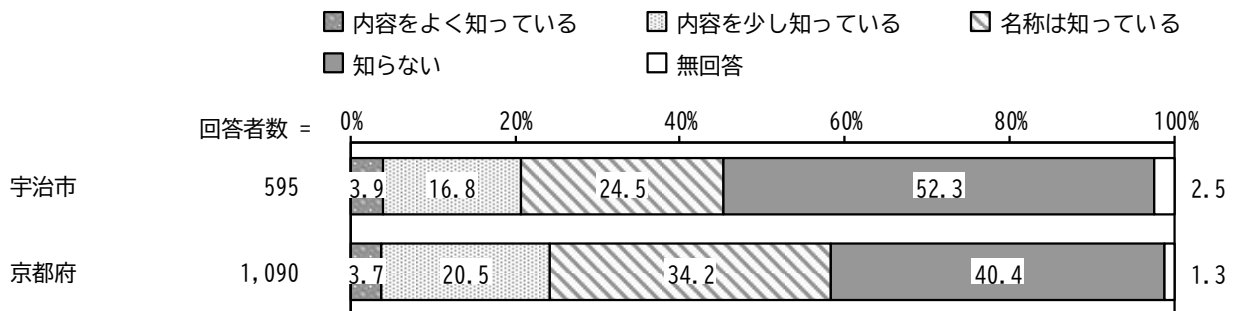
市民意識調査結果の前回調査等との比較では、

- ① 「部落差別（同和問題）に関する人権が尊重されていると思いますか」について、“尊重されていない”が横ばいであり、変化がみられません。
- ② また、同じ設問で「わからない」も3割を超えて横ばいであること、「部落差別解消推進法*」（後述）を「知らない」が5割以上であること等から部落差別（同和問題）を学習する機会が不足していることもうかがえます。

【図表2 部落差別(同和問題)に関する人権が尊重されていると思いますか】



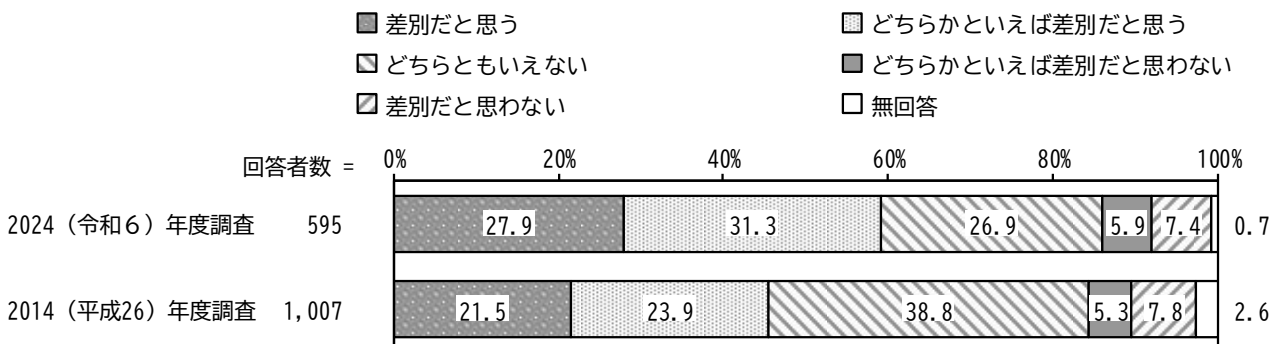
【図表3 あなたは、2016 (平成28) 年に施行された「部落差別解消推進法」を知っていますか】



資料：「宇治市人権教育・啓発推進計画」に関する市民意識調査（2024（令和6）年度実施）
 「京都府人権教育・啓発推進計画」に関する府民意識調査（2024（令和6）年度実施）

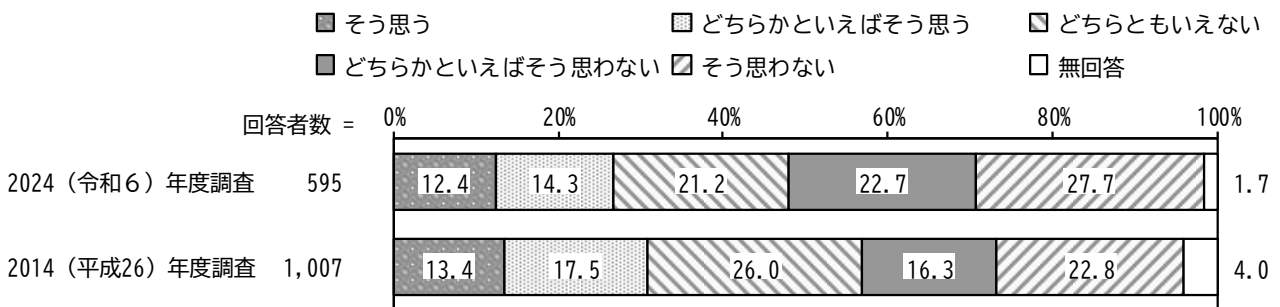
③ 「家の購入時や引越の時、部落差別（同和問題）についても判断材料の一つとした」については、「どちらともいえない」の割合が減少し、「差別だと思う」の割合が増加しており、差別についての意識に変化がみられます。

【図表4 家の購入時や引越の時、部落差別（同和問題）についても判断材料の一つとした】



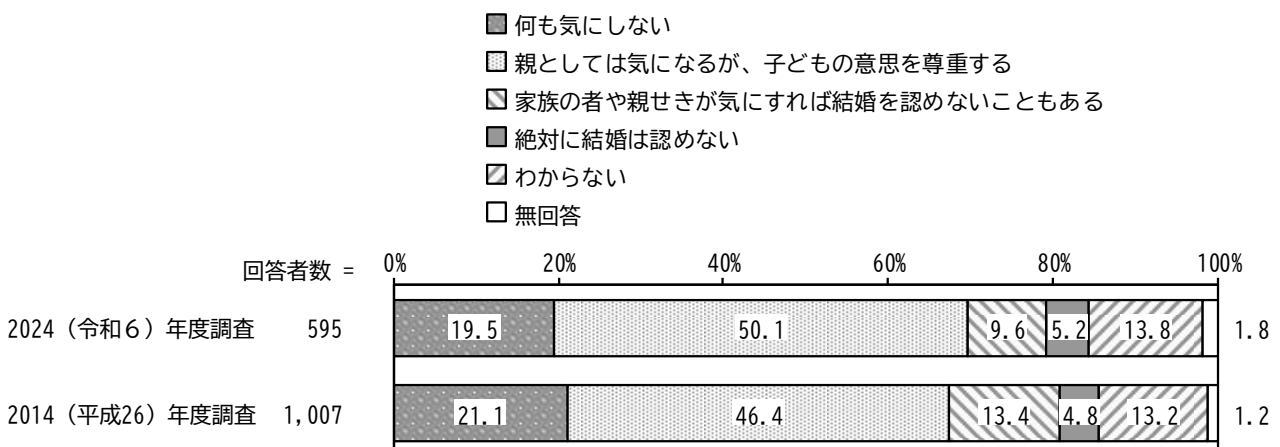
- ④ また、「部落差別（同和問題）は自然になくなると思うので、積極的に学習や研修を行わなくてもよい」では、“そう思わない”は増加して5割を越えており（50.4%）、教育や啓発の継続が必要との認識が広がっていることがうかがえます。

【図表5 部落差別（同和問題）は、口に出さずそっとしておけば自然になくなると思うので、学校や職場で積極的に学習や研修を行わなくてもよい】



- ⑤ 他方、「あなたの子どもが被差別部落（同和地区）出身者の相手と結婚しようとするとき」の対応では、「家族の者や親せきが気にすれば結婚を認めないこともある」「絶対に結婚は認めない」を合わせた“結婚を認めない”が未だ14.8% あることから、課題が根深いこともうかがえます。

【図表6 あなたの子どもが被差別部落（同和地区）出身者の相手と結婚しようとするとき】



2016(平成28)年12月に施行された「部落差別の解消の推進に関する法律(部落差別解消推進法)」では、「現在もなお部落差別が存在する」「これを解消することが重要な課題である」とされています。

これまでの事業の成果を踏まえつつ、一般施策を的確に適用し、生活実態上の課題解決に向けた取組及び差別意識や偏見を解消するための取組を推進することが重要です。

【今後の取組の方向】

1 部落差別（同和問題）解消の必要性への理解を深める人権教育・啓発の推進

① 課題の解決に向けて現行制度を適用した取組を推進

- ・部落差別（同和問題）に対する正しい理解と認識を深めるとともに、これまで展開してきた取組や各種研究の成果を踏まえ、現行制度を的確に適用して人権教育・啓発を継続的に推進します。
- ・部落差別（同和問題）をめぐる人権問題等について、人権擁護委員による人権相談等を通じて人権侵害の疑いがある事案と認知した場合、また、インターネット上の情報や公共施設における落書き等で部落差別（同和問題）を助長する恐れがあると判断した場合は、事案に応じた適切な措置を講じます。

2 住民交流の拠点である隣保館における啓発の推進

① コミュニティワークうじ館・こはた館における住民主体による地域活動の支援を推進

- ・「宇治市隣保館の設置及び管理に関する条例」に基づき、事業等を通して地域の実態、ニーズを的確に把握し、関係機関等との連携により問題の解決を図るとともに、住民主体による地域活動の支援等必要な取組を推進します。

② コミュニティワークうじ館・こはた館を活用した住民交流を促進する取組を推進

- ・コミュニティワークうじ館・こはた館を活用した活発な住民交流を促進し、住民相互の理解と信頼を深めながら、人権が尊重されるまちづくりやそれを担う人づくりの取組を推進します。

* 同和対策審議会答申

内閣総理大臣の諮問機関として設けられた同和対策審議会が、1965（昭和40）年8月「同和地区に関する社会的及び経済的諸問題を解決するための基本方策」について審議した結果をまとめた答申。

* 隣保館（りんぼかん）

同和問題の解決をはじめ、人権が尊重される豊かな社会の実現に資するため、福祉の向上及び人権啓発に関する住民交流の拠点として、相談事業や地域交流事業、地域福祉事業など各種事業を行うことを目的として設置されており、本市ではコミュニティワークうじ館・こはた館の2か所を設置している。

* 人権擁護機関

法務省人権擁護局、法務局と法務大臣が委嘱する人権擁護委員を合わせて「法務省の人権擁護機関」と称されている。

* 部落差別解消推進法

部落差別の解消に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会の実現を目的としたもの。2016（平成28）年12月施行。

2 女性

【現状と課題】

1975（昭和50）年の国際婦人年を契機に、女性問題に対する社会一般の認識が深まり、これ以降において「国内行動計画」の策定（1977<昭和52>年）や「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」の批准（1985<昭和60>年）、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（男女雇用機会均等法）」の施行（1986<昭和61>年）等各種の法律や制度が整備されてきました。

また、1995（平成7）年の第4回世界女性会議において採択された「北京宣言」で「女性の権利は人権である」とうたわれ、1999（平成11）年には「男女共同参画社会基本法」が施行されました。

こうしたことにより、男女の人権が尊重され、その個性と能力を十分に発揮することのできる男女共同参画社会*の実現が、国の最重要課題であると位置付けられ、2015（平成27）年には、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が施行されました。

さらに、女性に対する暴力等の急増から、2000（平成12）年に「ストーカー行為等の規制等に関する法律（ストーカー規制法）」が施行されるとともに、2001（平成13）年には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」が、2024（令和6）年には「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（女性支援新法）*」が施行されました。

2015（平成27）年9月には、国連で持続可能な開発目標（SDGs）を含む「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、「誰一人取り残さない」社会を目指し、国際社会が一致して取組を進めています。

本市では、1995（平成7）年に「宇治市女性施策推進プラン～UJIあさぎりプラン～」を策定し、2001（平成13）年には、女性を取り巻く社会状況の変化や諸施策の進展等を踏まえて改定を加え、男女共同参画社会の形成に向けた取組を推進してきました。

また、2003（平成15）年には、男女共同参画社会の推進に向けた活動拠点となる「宇治市男女共同参画支援センター*」を開設するとともに、2004（平成16）年には、本市における男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、男女が生き生きと暮らせるまちづくりをめざして「宇治市男女生き生きまちづくり条例*」を制定しました。

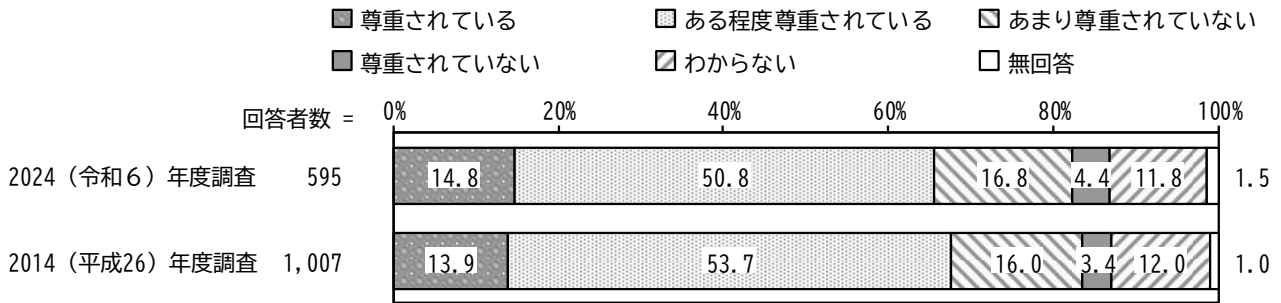
同条例の趣旨を受け、2005（平成17）年には「宇治市男女共同参画計画（第2次UJIあさぎりプラン）」を、以降5年ごとに改定を行い、地域に根ざした男女共同参画社会の実現に向けた施策を総合的かつ計画的に推進しています。

男女共同参画社会の実現は、国の最重要課題の一つと位置付けられています。本市では男女が生き生きと暮らせるまちづくりをめざして、総合的かつ積極的な取組を推進してきましたが、依然として固定的な性別イメージの解消や、性別に起因する差別的取り扱いの排除、DV*をはじめとした女性等に対するあらゆる暴力の根絶、雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保等の課題が存在しています。

今回の市民意識調査結果では、

- ① 「女性に関する人権が尊重されていると思いますか」について、性別で見ると“尊重されている”では男性が70.3%に対して女性は61.5%と割合が低く、性別による意識の違いが示されました。

【図表7 あなたは、女性の人権が尊重されていると思いますか】

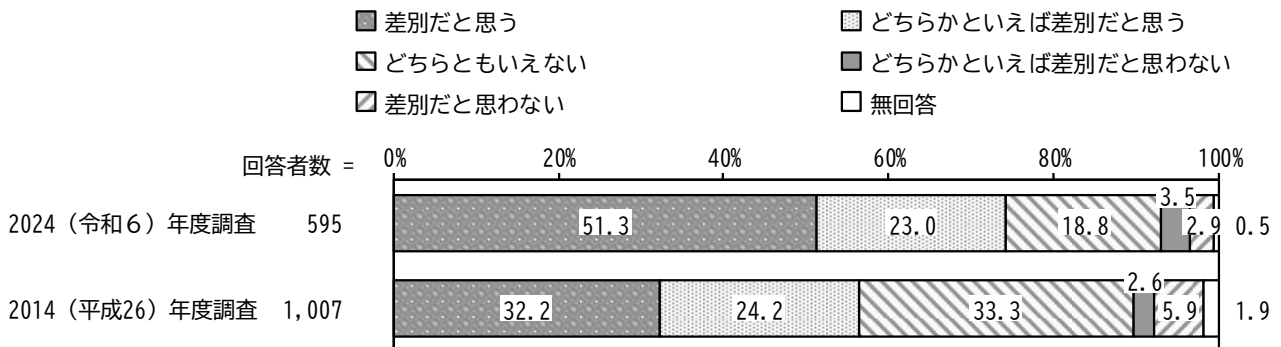


【図表8 あなたは、女性の人権が尊重されていると思いますか】〔性別〕



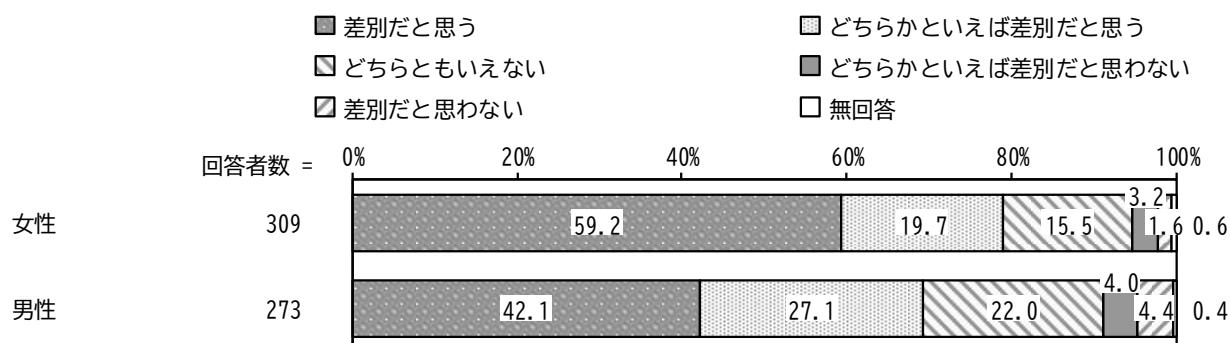
② 「妻が外で働きたいと考え夫に相談したところ、夫は『男は仕事、女は家庭』と言って、妻が働くことに反対した」では、市民意識調査結果の前回調査との比較では、「どちらともいえない」が14.5ポイント減少し、「差別だと思う」が17.9ポイント増加しています。

【図表9 妻が外で働きに出たいと考え夫に相談したところ、夫は「男は仕事、女は家庭」と言って、妻が働くことに反対した】



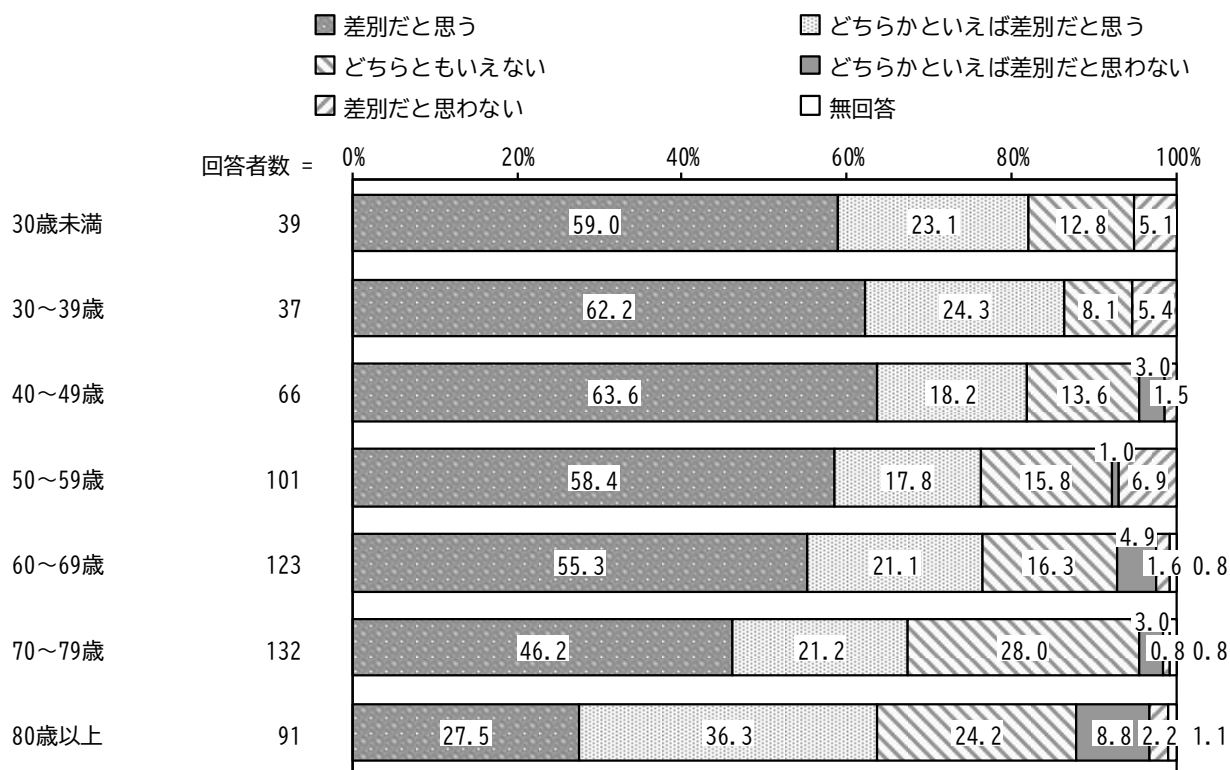
性別で見ると“差別だと思う”について男性が69.2%、女性が78.9%となっています。

【図表10 妻が外で働きに出たいと考え夫に相談したところ、夫は「男は仕事、女は家庭」と言って、妻が働くことに反対した】〔性別〕



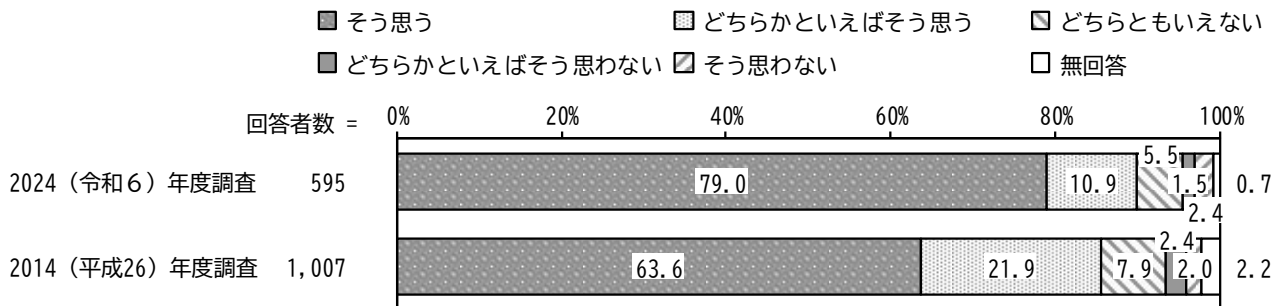
年代別で見ると、“差別だと思う”について、30～39歳が86.5%に対して80歳以上が63.8%となっています。

【図表11 妻が外で働きに出たいと考え夫に相談したところ、夫は「男は仕事、女は家庭」と言って、妻が働くことに反対した】〔年代別〕



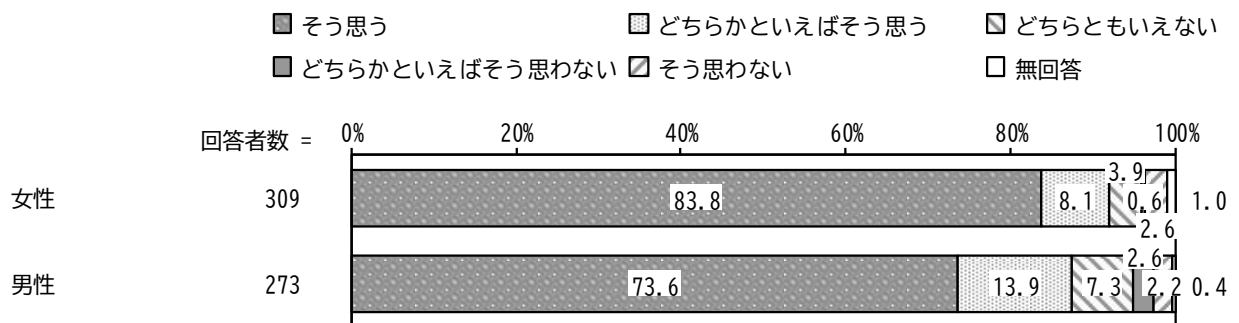
- ③ 「親の介護が必要になったとき、女性の役割だと決めつけるのはよくない」について、「どちらかといえばそう思う」が11.0ポイント減少し、「そう思う」が15.4ポイント増加しています。

【図表12 親の介護が必要になったとき、女性の役割だと決めつけるのはよくない】



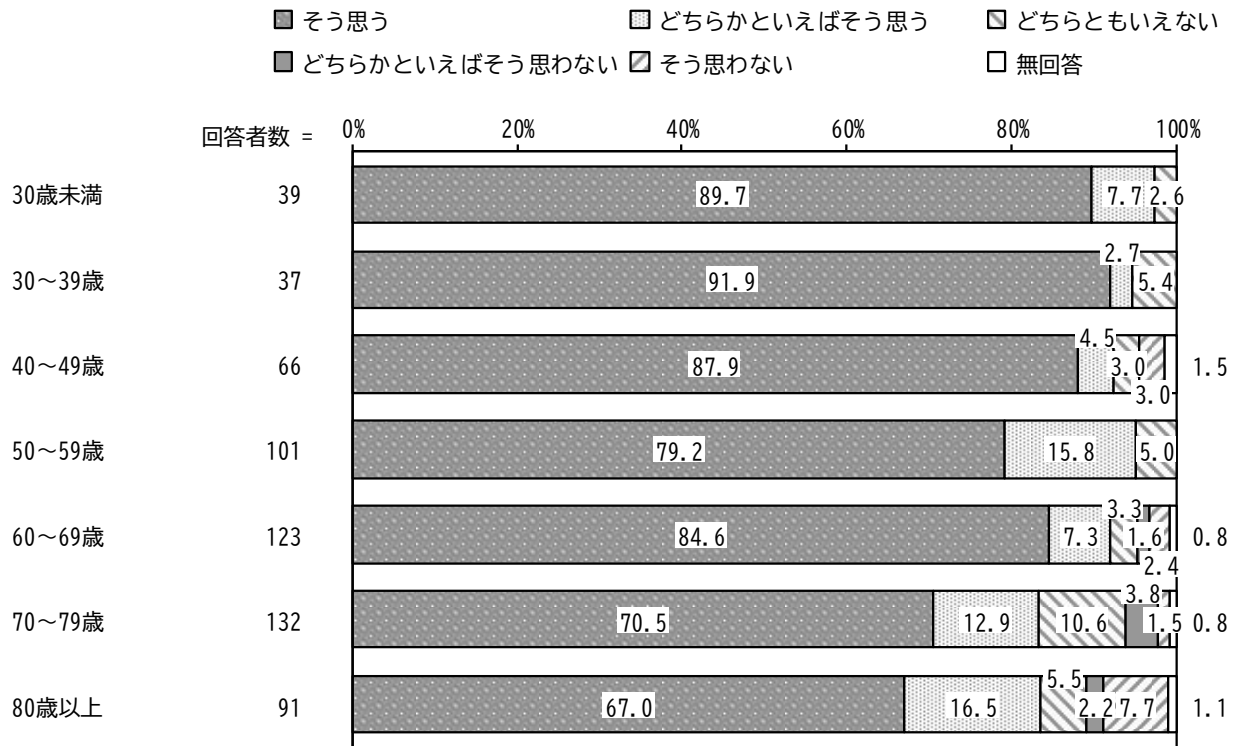
性別で見ると、「そう思う」について、男性が87.5%、女性が91.9%となっています。

【図表13 親の介護が必要になったとき、女性の役割だと決めつけるのはよくない】〔性別〕



年代別でみると、“そう思う”について、30代未満が97.4%に対して80歳以上が83.5%となっています。

【図表14 親の介護が必要になったとき、女性の役割だと決めつけるのはよくない】〔年代別〕



②③とも「どちらともいえない」との意見が減少し、差別だと認識する意見が増加しています。前回調査からは男女平等の方向に変化していますが、年代別に見ると②③の結果とも年代が低いほど固定的な性別イメージを持つ割合が低く、年代が高くなるにつれて固定的な性別イメージを持つ割合が高くなっています。各年代に応じた教育・啓発を推進することが必要です。

家庭・職場・地域へのジェンダー*平等への理解に向けた教育・啓発を行うことにより、性別に基づく不平等を許さない社会づくりを推進していくとともに、仕事と家庭の両立がしやすい環境を整備し、性別にかかわらず誰もが望む暮らしが実現できる社会の実現へとつなげていくことが必要です。

また、DVやセクシュアルハラスメント*等を防止するため、引き続き関係機関と連携し、人権教育・啓発の取組を一層推進していくことが必要です。

【今後の取組の方向】

1 男女共同参画推進施策の総合的实施

- ① 政策・方針決定過程への女性の参画を拡大するための取組
 - ・市の審議会等委員への女性の参画登用を推進します。
- ② 女性に対する偏見や差別意識を解消するための教育・啓発活動の推進
 - ・女性に対する偏見や差別意識を解消し、固定的な性別イメージを解消することを目指して、市民一人ひとりの人権意識を高め、女性の人権への理解を深めるための教育・啓発活動を推進します。
- ③ 学校等の教育機関における男女平等の重要性等に関する指導の充実
 - ・学校等の教育機関において、男女平等や相互協力、男女が共同して社会に参画することの重要性等についての指導が充実するよう努めます。

2 配偶者等からの暴力、性犯罪・性暴力、ストーカー行為等の暴力の予防と根絶に向けた意識啓発及び関係機関・民間団体との連携強化

- ① DVの根絶に向けて警察等の関係機関との連携を強化
 - ・DVの根絶に向けて、警察や配偶者暴力相談支援センター等関係機関及び民間団体との連携を一層強化し、相談や一時保護、自立支援等の早期から切れ目のない包括的な被害者支援の取組を推進します。
- ② デートDV等について若年層への啓発、学校での教育の推進
 - ・交際中の男女の暴力（デートDV）やJKビジネス*等の性犯罪・性暴力について、若年層の理解が広まるよう啓発・講座を行い、学校においても男女が互いに尊重し合うための教育を推進します。
- ③ リベンジポルノやストーカー行為等の防止、警察等の関係機関及び民間団体と連携した被害者の支援
 - ・元配偶者や元恋人の裸の写真等をインターネットに流出させる等の嫌がらせ行為（リベンジポルノ）やストーカー行為（つきまとい）等についても、教育・啓発を通して人権侵害行為の防止に努め、警察等の関係機関及び民間団体と連携して被害者一人ひとりに応じた適切な支援に努めます。

3 セクシュアルハラスメント等防止のための周知・広報

- ① セクシュアルハラスメント等のハラスメント防止に向けた関係機関・民間団体との連携による教育・啓発の推進
 - ・企業等におけるセクシュアルハラスメント、マタニティハラスメント*、パタニティハラスメント*等のハラスメントを防止するため、京都府等の関係機関及び民間団体と連携し、教育・啓発に努めます。

4 職業生活における活躍支援

- ① 女性のチャレンジ支援策の推進、適正な雇用環境の推進に向けた教育・啓発
 - ・社会のさまざまな分野における女性の参画や能力発揮、チャレンジを支援するため、幅広い関係機関との連携のもと、女性のチャレンジ支援策の推進や適正な雇用環境の促進に向けた教育・啓発に努めます。

- ② ワーク・ライフ・バランス*の実現を目指し、育児・介護サービスの充実等家庭生活と仕事の両立への支援に努めます。

*男女共同参画社会

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会。

*困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（女性支援新法）

困難な問題を抱える女性の支援体制について、旧売春防止法から脱却させ、専門的な支援を包括的に提供し、関係機関や民間団体の協働により早期から切れ目のない支援を目指したもの。2024（令和6）年4月施行。

*宇治市男女共同参画支援センター

男女共同参画社会の形成を目的に、さまざまな分野での多様な女性の生き方や社会参画の支援や、各種講座の開催、女性のための相談、男性のための相談、情報提供、市民活動支援等を行う施設。

*宇治市男女生き生きまちづくり条例

本市における男女共同参画の推進に関する基本理念や、本市、市民、事業者等の責務、施策の基本となる事項を定めたもの。2004（平成16）年12月施行。

*DV（ドメスティック・バイオレンス）

夫婦間、恋愛関係、その他密接な関係にあるパートナー間で行われる暴力をいう。

*ジェンダー

「社会的、文化的に形成された性別」を意味する言葉。生物学的性別（セックス）に対して、社会によって作り上げられた「男性像」・「女性像」のような男女の別を示す概念で、それ自体に良い悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われている。

*セクシュアルハラスメント

相手の意に反した性的な言動で、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的な噂の流布、多くの人の目にふれる場所へのわいせつな写真等の掲示、性的な冗談やからかい等、様々なものが含まれる。男女雇用機会均等法では、職場におけるセクシュアルハラスメントは、男性に対するものも対象とし、その指針では、異性だけでなく同性に対するものも含まれると明示している。

*JKビジネス

女子高校生等を商品化し、青少年の性を売り物とする営業のこと。

*マタニティハラスメント

女性が妊娠や出産を理由に嫌がらせを受けたり、不利益な取り扱いを受けたりすること。

*パタニティハラスメント

育児休業や育児のための時短勤務などを利用しようとする男性に対する嫌がらせや不利益な取り扱いのこと。

*ワーク・ライフ・バランス

やりがいのある仕事と充実した個人生活をうまく調和させ、個人が持っている能力を最大限発揮できるようにすること。

3 子ども

【現状と課題】

国連では、1959（昭和34）年に子どもが幸福な生活を送り、必要な権利と自由を享有することができるよう、「児童の権利に関する宣言」を採択しました。その後、1989（平成元）年には国連総会で「児童の権利に関する条約」が採択されました。権利条約では、子どもには「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」の4つの権利のもと、特別な保護や援助を受ける権利があるとされています。権利条約は、人権条約としては最大の締結国数を有し、日本は、1994（平成6）年に批准しています。

国では、1994（平成6）年12月に、子どもを安心して産み育てることができる環境整備をするために「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について」（エンゼルプラン）が、1999（平成11）年12月には「重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画」（新エンゼルプラン）が、2005（平成17）年には「少子化社会対策大綱」に基づく「子ども・子育て応援プラン」（新エンゼルプラン）が策定されました。

また、2016（平成28）年に「児童福祉法」が改正され、児童虐待について発生予防から自立支援までの一連の対策をより強化するために、市町村及び児童相談所の体制強化が明確に位置付けられました。

2003（平成15）年には、次代の社会を担う子どもを健やかに産み育てる環境整備を図るため、「次世代育成支援対策推進法」が制定され、次世代育成に向けた取組が進められてきました。その後、2010（平成22）年1月に「子ども・子育てビジョン」が閣議決定され、2012（平成24）年には、子ども・子育て支援法を含む「子ども・子育て関連3法」が制定され、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指し、社会全体で子ども・子育て世帯を支える環境づくりを進める「子ども・子育て支援新制度」に基づく取組が進められています。

2013（平成25）年6月には、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため「いじめ防止対策推進法」が公布され、2014（平成26）年1月からは、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的として「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行されています。

さらに、2023（令和5）年4月に、子どもの権利を保障するための「こども基本法*」の施行及び「こども家庭庁」の設置、同年12月に子どもが生きやすい社会を実現するための方針である「こども大綱」が閣議決定されました。

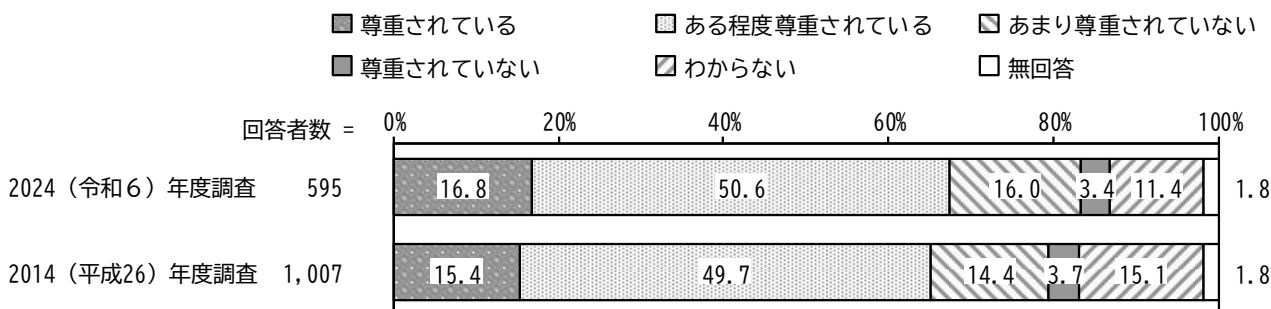
本市では、2025（令和7）年3月に、「第2期宇治市子ども・子育て支援事業計画」及び「宇治市子どもの貧困対策推進計画」を引き継ぎつつ、子どもの成長を地域全体で支える風土、子育て環境づくりを、子ども、子育て世代、関係機関、行政が一体となって作りあげる「子どもの夢と笑顔を育むまち宇治」を基本理念とした「宇治市子どもまんなかプラン」を策定し、子育て・子育て支援の環境整備のための取組を進めています。また、宇治市要保護児童対策地域協議会*を設置し、子どもの人権侵害である虐待の対応や早期発見、啓発に努めています。

子どもたちを取り巻く環境は、少子化やひとり親家庭等の家族形態の多様化、家庭における子育て力や教育力の低下、地域社会の希薄化、子どもの遊ぶ時間や子ども同士の交流機会の減少、学力格差の拡大等、子どもたちの成長と発達にとって厳しいものへと変化してきました。こうした中で、児童虐待、ヤングケアラー*、いじめ、体罰、SNSに関わる事象等、子どもの人権に関わる問題が深刻化しています。

市民意識調査結果の前回調査との比較では、

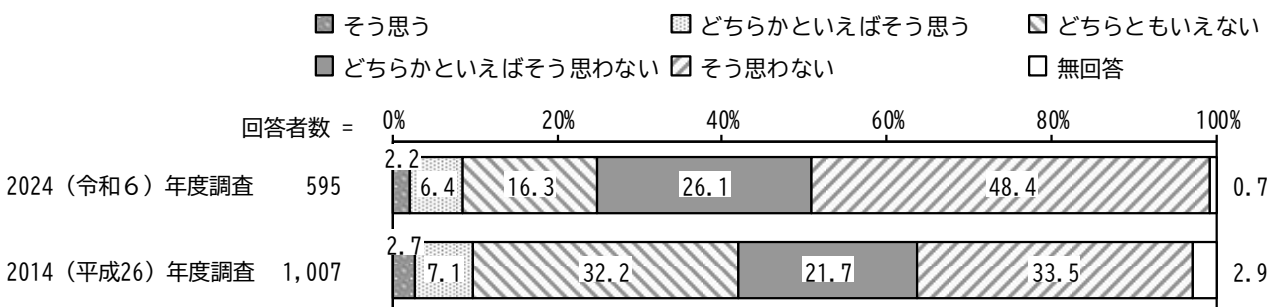
- ① 「子どもに関する人権が尊重されていると思いますか」について、大きな変化はみられませんが、“尊重されていない”が20%近くあります。いじめや児童虐待等が社会問題化している状況が影響しているのではないかと考えられます。

【図表15 あなたは、子どもの人権が尊重されていると思いますか】



- ② 「子どもが参加する地域行事を決める際に、大人だけで決めて、子どもの意見を聞かなくてもよいと思いますか」について、「どちらともいえない」が15.9ポイント減少し、“そう思わない”が19.3ポイント増加しています。子どもの意見を尊重する意識が向上していることがうかがえます。

【図表16 子どもが参加する地域行事を決める際に、大人だけで決めて子どもの意見を聞かなくてもよい】



子どもの人権尊重においては、子どもを「保護の対象」としてだけでなく、「権利の主体」として捉える「児童の権利に関する条約」の理念や、こども基本法の趣旨を踏まえ、子どもとしての権利や自主性を尊重していくことが必要であり、取組を一層推進していく必要があります。

また、児童虐待やいじめ等の子どもをめぐる人権問題に対応するため、家庭や学校、保育所等だけではなく、地域社会全体で子どもを育み子育てを支えるという機運を高め、家庭・学校・保育所等、地域が連携し対応するとともに、子どもたちの成長過程で生じるさまざまな問題解決のために切れ目のない相談・支援体制の充実が必要です。

【今後の取組の方向】

1 子どもへの人権教育・啓発の促進

- ① 豊かな人権感覚を備えた人間として成長できる環境づくりの推進
 - ・子どもや青少年の意思が尊重され、権利が保障された環境の中で、豊かな人権感覚を備えた人間として成長していける環境づくりを推進します。
- ② 家庭教育の支援、青少年の自主性や主体性を尊重した育成支援の実施
 - ・保護者が子どもの養育について第一義的責任があるとの認識の下で、家庭が発達段階に応じた適切な対応がとれるよう各団体と連携・協働し、学習機会や情報の提供等を通して家庭教育を支援し、青少年の自主性や主体性を尊重した育成施策を実施します。
- ③ こども基本法等の内容の発信、子ども・若者が権利主体である旨の周知
 - ・こども基本法の趣旨や内容をわかりやすく説明したパンフレットや動画をイベント等で紹介することで、こども基本法及び児童の権利に関する条約について広く発信します。
 - ・保護者や教職員、幼児教育・保育や青少年教育に関わる大人等が、啓発素材等の情報を手軽に入手できるよう情報共有を行うとともに、研修等を通じて、こども基本法や児童の権利条約の趣旨や内容、子ども・若者が権利の主体であることについて周知を図ります。
- ④ 子どもの人権への理解を深めるための教育・啓発の推進
 - ・子どもは保護の対象であるとともに、権利の主体であるという視点に立ち、子どもにかかわるすべての人が、子どもの権利についての認識等を深めるよう教育・啓発を推進します。
 - ・人との関わりの中で、人に対する愛情と信頼感や人権を大切にすることを育てるために、小学校就学前から人権教育に取り組めるよう教育・啓発を推進します。
- ⑤ 「生命（いのち）の安全教育」の普及展開
 - ・子どもたちを性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にさせないための「生命（いのち）の安全教育」が、学校等で実施されるよう普及展開に向けた取組を支援します。

2 地域や事業所、NPO等社会全体で子育て家庭を支援するシステムの構築

- ・児童虐待の要因の一つである子育て家庭の孤立化や子育ての負担感を少なくするため、地域や事業所、NPO等の協力を得ながら相談体制の充実を図り、連携を強化することで社会全体で子育て家庭を支援するシステムの構築を目指します。

3 児童虐待やヤングケアラー等について、児童相談所、学校、警察等が連携した取組の推進

① 地域や関係機関の連携、未然防止・早期発見・早期対応に向けた取組

- ・子どもを虐待から守り、安心して生活できるように、地域や関係機関等が連携して未然防止をはじめ、早期発見・早期対応に取り組みます。
- ・ヤングケアラーを早期に発見し支援につなげるため、学校をはじめとする関係機関と連携し、子ども自身の心情・意向や家庭の状況に寄り添いながら支援に取り組みます。

4 いじめ防止対策の推進

① いじめの未然防止・早期発見・早期解消に向けた取組

- ・児童・生徒がそれぞれの個性を尊重し合い、自他を大切に思う心を育む教育環境づくりに取り組むとともに、宇治市いじめ防止基本方針に基づいて、いじめの未然防止・早期発見・早期解消に取り組みます。

② いじめや非行・不登校に関する相談指導体制の整備と、学校・家庭・地域社会が連携した取組の推進

- ・いじめや非行・不登校について、個々の事象に対応できるよう教職員やスクールカウンセラー*、スクールソーシャルワーカー*等による相談指導体制の整備を図るとともに、あいさつや見守り活動等、児童生徒が安心して過ごせるよう、学校、家庭、地域社会が連携した取組の推進を図ります。

5 教職員等について、研修等による人権尊重意識高揚等の資質向上

- ・教職員について養成・採用・研修を通じ、人権尊重意識を高める等の資質向上を図ります。
- ・教職員による子どもの人権を侵害する行為が行われることのないよう厳しい指導・対応を行います。
- ・保育士・保育教諭について子どもの人権や人格尊重に関する理解を深めるための研修等を通じて、虐待等の未然防止に努めます。

6 インターネットに関連する事象による被害の防止、児童ポルノによる被害の根絶に向けた関係機関と連携した教育・啓発等の推進

- ・児童ポルノによる被害を根絶するため「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び罰則並びに児童の保護等に関する法律」に基づき、関係機関と連携し、個々のケースに応じた支援を実施します。

7 学校をプラットフォーム*とした地域連携の推進、ライフステージに応じた子どもへの支援等、総合的な取組の推進

- ・子どもは「将来を担う社会の宝」という理念にたち、すべての子どもが生まれ育つ環境に左右されることなく、その将来に夢や希望を持って成長していける社会の実現を目指し、学校をプラットフォームとした地域連携の推進やライフステージに応じた子どもへの支援等、総合的な取組を推進します。

*こども基本法

憲法および「児童の権利に関する条約」の精神にのっとり、全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的としたもの。2023（令和5）年4月施行。

*宇治市要保護児童対策地域協議会

保護者のない児童または保護者に監護させることが不相当であると認められる児童（要保護児童）等の早期発見やその適切な保護を図るため、関係機関が情報や支援についての方針を共有し、適切な連携の下で対応していくため、児童福祉法に基づき、宇治市が設置した組織。

*ヤングケアラー

本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どものこと。

*スクールカウンセラー

学校で児童生徒の心のケアを行い、必要に応じて保護者の相談にも応じる心理の専門家。公認心理師または臨床心理士の資格を持つ。

*スクールソーシャルワーカー

学校で児童生徒が安心して生活、学習ができるよう、家庭や地域と連携し、環境や生活面から支援を行う福祉の専門家。宇治市では「まなび・生活アドバイザー」として学校等に配置されている。

*プラットフォーム

システムやサービスの、土台や基盤となる環境のこと。

4 高齢者

【現状と課題】

国連は、1982（昭和57）年に「高齢化に関する世界会議」を開催し、高齢者の人権と生活保障の観点から、高齢化対策の指針となる「高齢者問題国際行動計画」が採択されました。

また、1991（平成3）年の国連総会では「高齢者のための国連原則」を採択し、高齢者の「自立」「参加」「ケア」「自己実現」「尊厳」の5原則を掲げ、各国が高齢社会対策に関する指針や国内計画等を策定する際、この5原則を組み入れることを求めています。さらに、1992（平成4）年には、国連総会において「高齢化に関する宣言」が採択され、開発途上国を含む全世界に、今後人口の高齢化が急速に進行することを踏まえ、1999（平成11）年を「国際高齢者年」とすることが決定されました。

国では、本格化する超高齢社会を間近に控え、誰もが健康で生きがいを持ち、安心して、住みなれた地域で生涯を過ごすことのできる長寿福祉社会の実現を目指し、1989（平成元）年に「高齢者保健福祉推進10か年戦略」（ゴールドプラン）が、1994（平成6）年には「新ゴールドプラン」が策定され、介護を必要とする人が、自立に必要なサービスを身近に受けることのできる体制を構築するための基本的枠組みが示されました。

その後、1999（平成11）年には、介護サービス基盤の整備を含む総合的なプランとして「ゴールドプラン21」が新たに策定され、21世紀の高齢社会においても、高齢者が健康で地域や家庭で役割を持って活躍し、介護が必要な状態になっても、自立した生活を尊厳を持って過ごせることを目指しています。

また、高齢化の急速な進展に伴い、寝たきりや認知症の高齢者が増加するとともに、介護期間の長期化や介護する人の高齢化が進み、家族だけに高齢者の介護を頼ることが困難となってきたことを受け、2000（平成12）年4月に高齢者の介護を社会全体で支える仕組みとして、「介護保険法」に基づく「介護保険制度*」がスタートしました。

介護保険制度が普及する一方で、家庭や施設で介護を受けている高齢者に対する身体的虐待や養護を著しく怠るネグレクト等の増加を踏まえ、高齢者の人権を守るため、2006（平成18）年に高齢者の権利擁護や早期発見・早期対応、養護者の支援等を定めた「高齢者虐待防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行されています。

本市では、老人福祉法及び介護保険法に基づき、2000（平成12）年3月に「高齢者保健福祉計画及び第1期介護保険事業計画」を策定して以来、介護保険サービスを含むさまざまな高齢者保健福祉施策を総合的、計画的に推進してきました。

2024（令和6）年3月に策定した「高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画」においては、総人口が減少する一方で高齢者人口は横ばいという状況の中、高齢化率は、2023（令和5）年に30%を超え、高齢者人口がピークを迎える2040（令和22）年には約38%まで上昇すると見込んでいます。

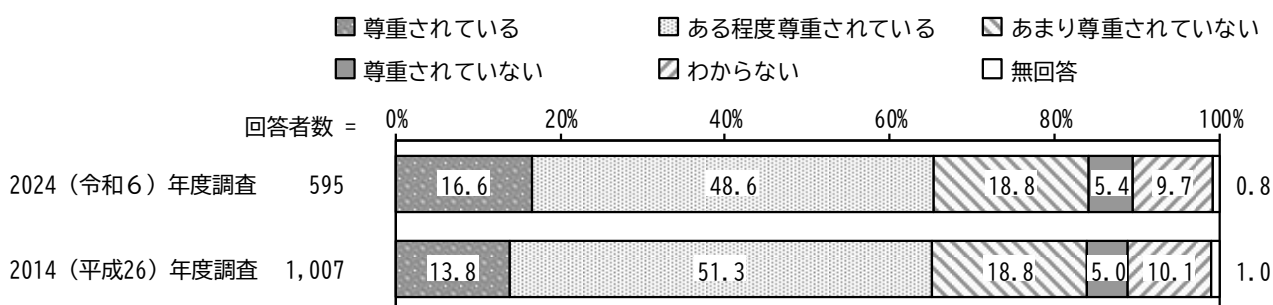
今後は、一人暮らし高齢者や身寄りのない高齢者が増加することが見込まれ、家族を頼れない高齢者の生活上の課題への対応や孤独死を出さない取組が必要となります。また、認知症、知的障害、精神障害等の理由で意思決定に支援を要する人の増加、消費者被害や虐待の防止等権利擁護ニーズの多様化も見込まれています。

こうしたことを踏まえ、2024（令和6）年10月に「宇治市障害者・高齢者権利擁護センター*」を設置し、成年後見制度*への認知度を高め、認知症や知的障害等により判断能力が不十分な人の権利と財産が守られるよう、関係機関と連携した権利擁護体制の充実を図っています。

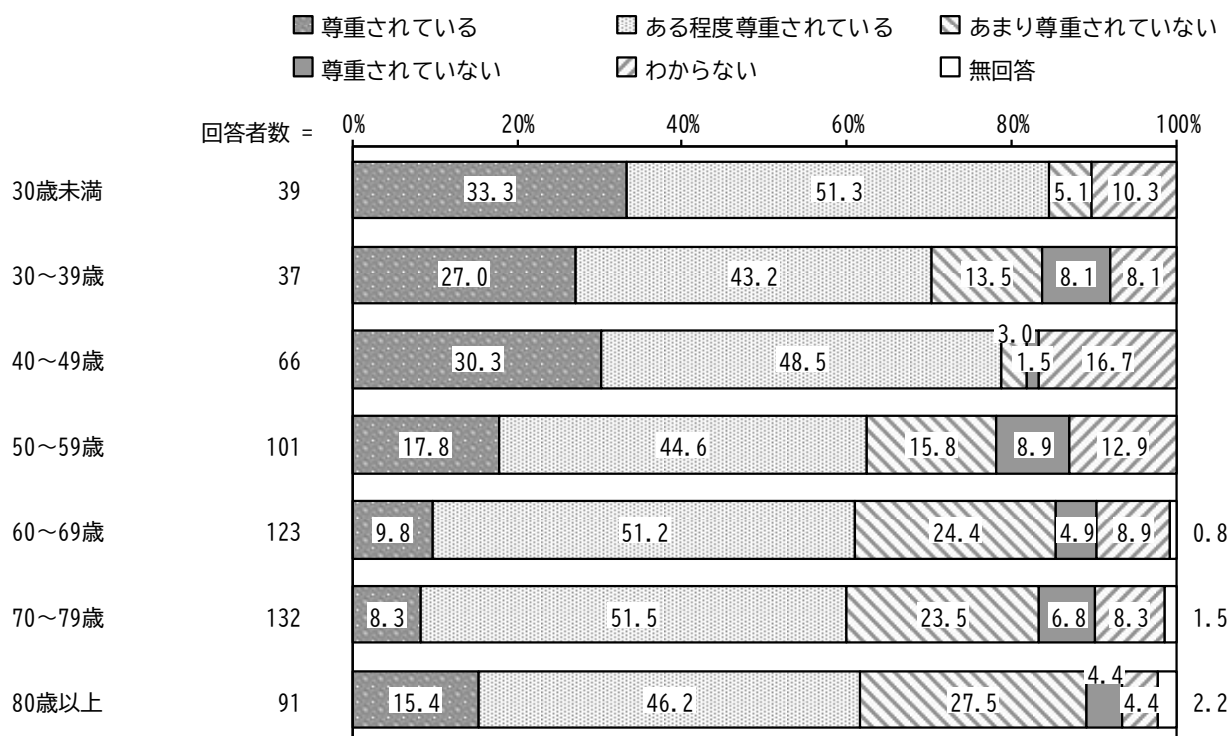
市民意識調査結果の前回調査との比較では、

- ① 「高齢者に関する人権が尊重されていると思いますか」及び② 「認知症で徘徊する高齢者について、介護者が側にいない場合、鍵をかけて家から出られないようにすることはやむを得ないと思いますか」の両方とも、大きな変化はみられませんでした。ただし、年代別にみると①②とも年代が低い場合は、「高齢者の人権が尊重されている」割合が高く、年代が高くなるにつれ割合が低くなる傾向にあり、年代間での意識の違いが示されています。前回調査から変化がみられなかったことから、これまでの啓発等の内容について検証する必要があります。また、各年代に沿った啓発等が必要になります。

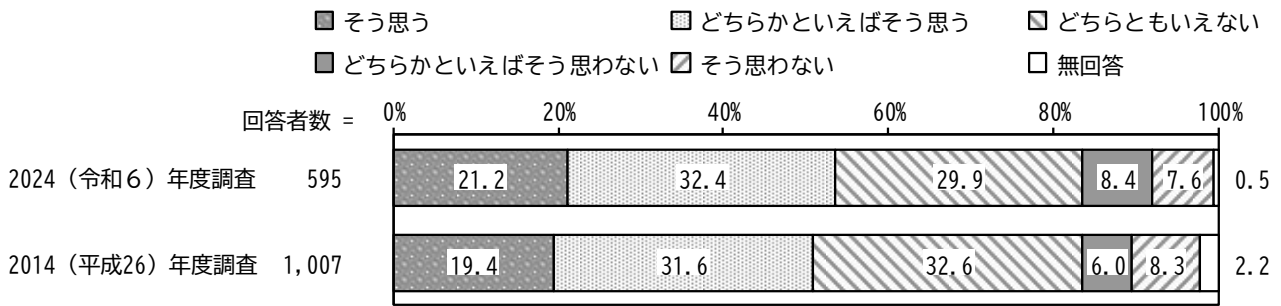
【図表17 あなたは、高齢者の人権が尊重されていると思いますか】



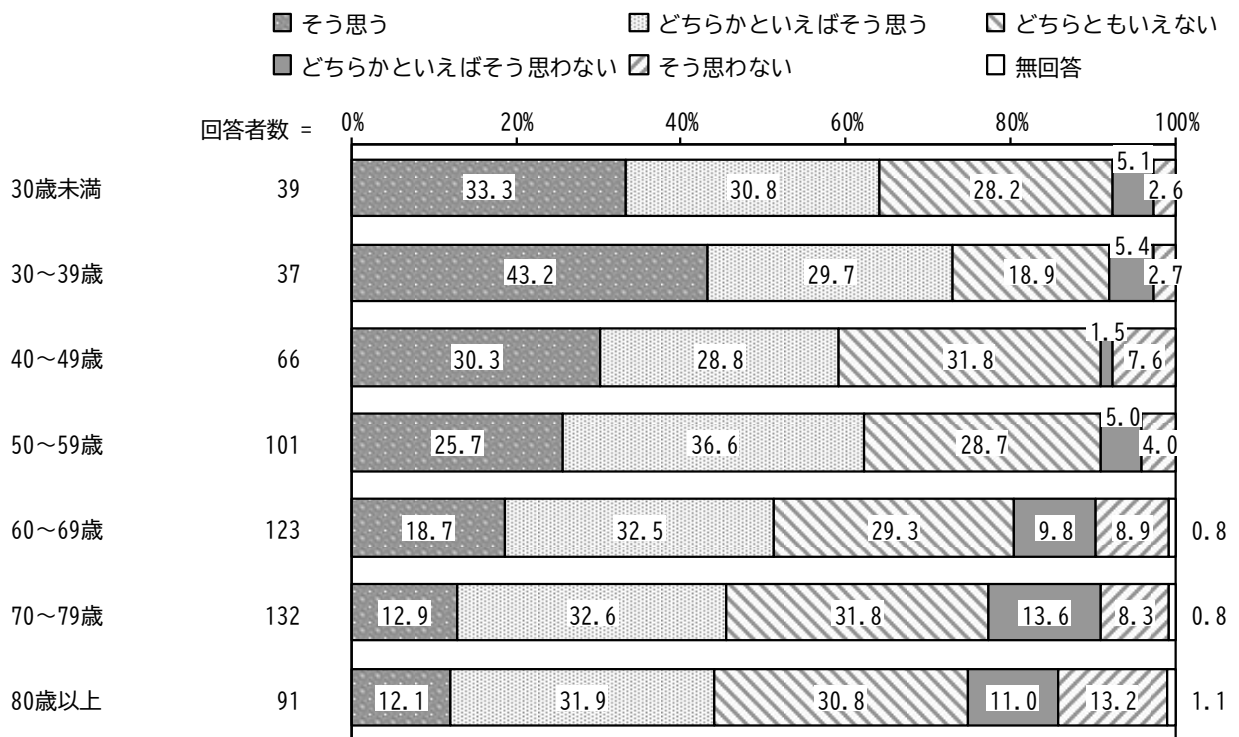
【図表18 あなたは、高齢者の人権が尊重されていると思いますか】〔年代別〕



【図表19 認知症で徘徊する高齢者について、介護者が側にいない場合、鍵をかけて家から出られないようにすることはやむを得ない】



【図表20 認知症で徘徊する高齢者について、介護者が側にいない場合、鍵をかけて家から出られないようにすることはやむを得ない】〔年代別〕



高齢者一人ひとりの個性を尊重し、人権教育・啓発の取組を推進するとともに、高齢者に対する悪徳商法や詐欺防止に向けた相談窓口の設置、経済的支援、日常生活を支える支援の充実を図る必要があります。また、認知症への正しい理解を広げるとともに、関係機関や地域住民、地域団体等と連携し地域全体で見守り支える体制づくりが必要です。

さらに、高齢者が生き生きと暮らせるよう、能力やその経験を活かした就労機会や福祉サービスを充実させながら、高齢者に対して敬意を払うとともに、その豊富な経験や知識を最大限に活かせるような取組が必要です。

【今後の取組の方向】

1 地域共生社会を見据えた地域づくり

① 高齢者が地域社会で活躍できる仕組みづくり

- ・高齢者がそれぞれの特技や経験を活かしながら社会参加を行い、健康で生きがいのある日常生活を送れるよう、多世代共生の居場所づくりを支援します。

2 地域における認知症との共生

① 認知症に関する正しい理解の普及・啓発

- ・認知症の人やその家族が地域で孤立することのないよう、認知症に対する正しい理解について普及・啓発を推進します。

② 認知症アクションアライアンス*の推進

- ・認知症になっても、できる限り住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、認知症の人や家族の意思を尊重しながら、地域住民、企業・団体、医療福祉関係者等の連携体制を構築します。

3 地域ネットワークの充実

① 地域における包括的な支援の充実

- ・高齢者やその家族を取り巻くさまざまな相談や地域課題の解決に向け、地域包括支援センターの相談支援体制をより一層強化するとともに、多職種連携による支援を推進します。

② 権利擁護の推進

- ・高齢者の人権が尊重され、権利が守られるよう、成年後見制度をはじめとする権利擁護体制の充実を図るとともに、高齢者虐待の未然防止、早期発見及び適切な対応につなげるため、介護施設従事者、親族、地域住民等への教育・啓発を推進します。

4 高齢者の人権への理解を深めるための教育・啓発

- ・高齢者の人権が尊重され、生き生きと暮らせる社会の実現を目指して、市民一人ひとりの人権意識を高め、高齢者の人権への理解を深めるための教育・啓発を推進します。

*介護保険制度

1997（平成9）年制定の介護保険法に抛り、国民の共同連帯の理念に基づき、公的な保険制度により介護サービスを提供しようとするもの。2000（平成12）年から実施。

*宇治市障害者・高齢者権利擁護センター

障害者生活支援センターや地域包括支援センター等に寄せられる権利擁護にかかる相談のうち、困難事例等に対応する二次相談窓口。

*成年後見制度

認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力が十分でない人の権利を守るために、後見人等を選任することで本人を法的に支援する制度。

*アライアンス

英語で「同盟」や「縁組み」を指す言葉。

*認知症アクションアライアンス

まちぐるみで認知症の人を支えるネットワークを構築し、医療・福祉・介護といった専門的分野だけでなく、生活に関わるすべての分野でも認知症を正しく理解し、それぞれの立場からできることを考え、自ら行動（アクション）しようという取組のこと。

5 障害のある人

【現状と課題】

1975（昭和50）年の第30回国連総会において「障害者の権利に関する宣言」が採択され、その第3条の中で「障害者は、人間としての尊厳が尊重される、生まれながらの権利を有し、その障害の原因等にかかわらず、同年齢の市民と同等の基本的権利を有する。」とうたい、障害者の基本的人権が明確に示されました。

「障害者基本法」では、この理念にのっとり、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため「障害者基本計画」を策定することとされており、国は同計画に基づき具体的な取組を推進しています。

国際的な動向としては、2006（平成18）年12月に国連総会において「障害者の権利に関する条約」が採択され、同条約には、障害に基づくあらゆる差別の禁止や、障害者の社会参加・包容の促進、同条約の実施を促進し、保護し、および監視するための枠組みの設置等、障害者の権利実現のために締約国がとるべき措置等が規定されています。同条約の批准にあたり、国は障害者基本法を改正し、障害者の定義の見直し等を行うとともに、障害者に対する差別の禁止を基本原則として明記しています。また、その他にも「障害者虐待の防止、障害者の擁護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」等さまざまな法整備が行われています。

その後、この基本原則を具体化するため、2016（平成28）年4月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法*）」が施行され、さらに2024（令和6）年4月に事業者による社会的障壁の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供を義務とする「障害者差別解消法の改正法」が施行されました。加えて、国は同法に基づく「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」を策定し、政府の施策の総合的かつ一体的な実施に関する基本的な考え方を示しています。

また、京都府では、2015（平成27）年4月に「京都府障害のある人もない人も共に安心して生き生きと暮らしやすい社会づくり条例」を全面施行し、障害を理由とした不利益取扱いの禁止や社会的障壁の除去のための合理的な配慮の実践、雇用及び就労の促進、文化芸術・スポーツの推進等を通じた共生社会の実現を目指しています。

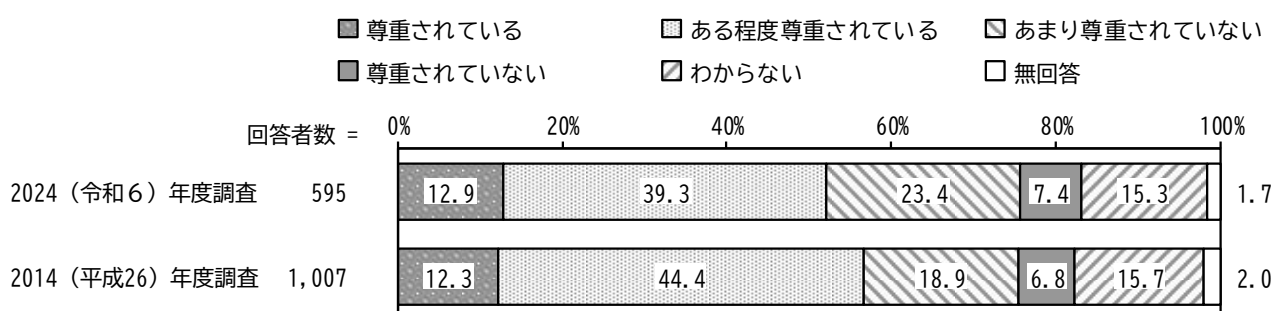
こういった国や京都府の動向を踏まえ、本市では、2024（令和6）年3月に「第3期宇治市障害者福祉基本計画」を策定し、第1期、第2期計画の理念をより発展的・普遍的に継承したうえで、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生することができる社会（インクルーシブコミュニティ）の実現を目指すことを基本理念とし、障害者施策を総合的かつ計画的に行っています。

障害のある人や支援する家族等の高齢化が進む中、障害のある人が、住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、相談支援体制の充実や障害福祉サービス*の提供体制の整備等、日常生活を支えることができる体制を整備する必要があり、障害のある人を支える家族への支援や、市民一人ひとりへの障害に対する正しい理解の広報・啓発を推進していく必要があります。

市民意識調査結果の前回調査との比較では、

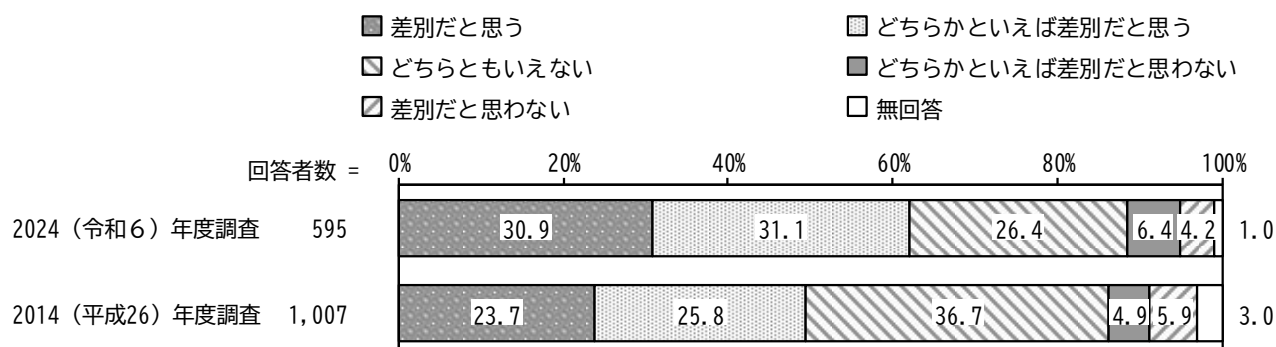
- ① 「障害のある人に関する人権が尊重されていると思いますか」について、“尊重されている”が4.5ポイント減少し、“尊重されていない”が5.1ポイント増加しています。

【図表 2 1 あなたは、障害のある人の人権が尊重されていると思いますか】



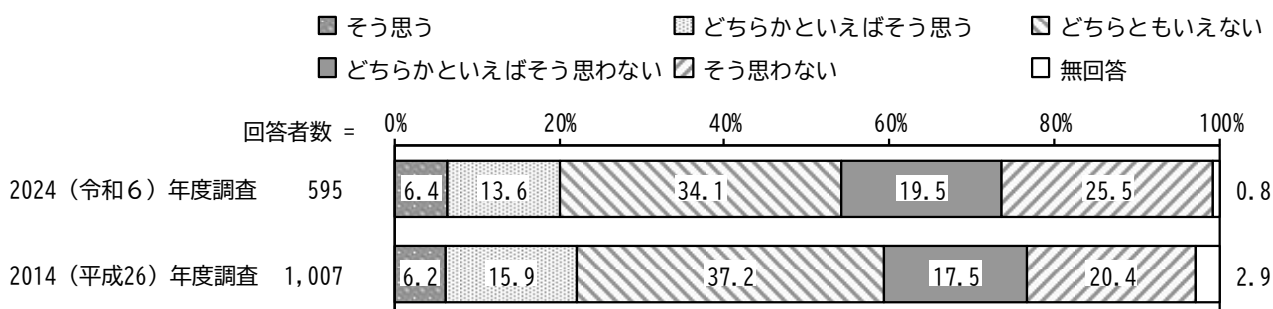
- ② 「自宅近くに建設される病院が精神科病院であると聞き、建設に反対した」について、“差別だと思う”が12.5ポイント増加し、“どちらともいえない”が10.3ポイント減少しています。中立的な意見が減少し、障害者の人権を尊重する意見が増加しています。

【図表 2 2 自宅近くに建設される病院が精神科病院であると聞き、その建設に反対した】



- ③ 「企業は利益追求が第一の目的であり、不況時に障害のある人を雇うことができなくてもやむを得ない」について“そう思う”が、2.1ポイント減少、“そう思わない”が、7.1ポイント増加しています。

【図表23 企業は利益追求が第一の目的であり、不況時に障害のある人を雇うことができなくてもやむを得ない】

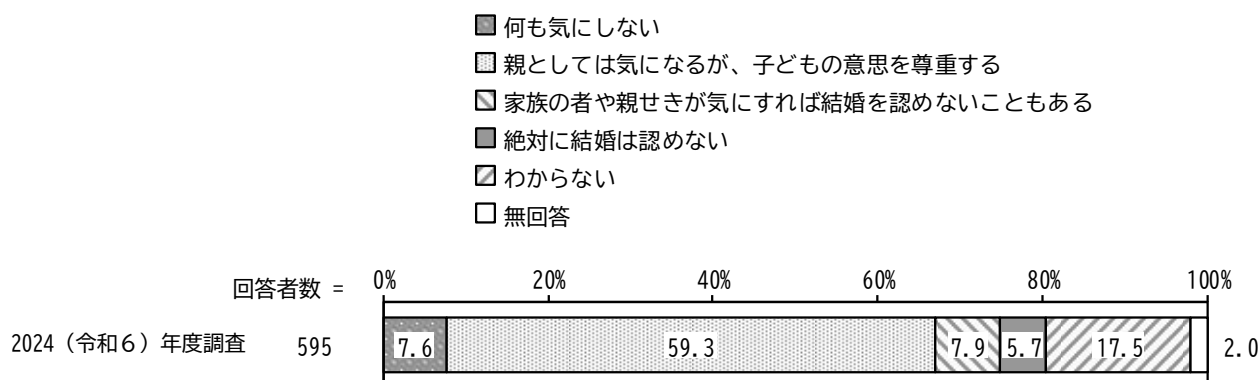


②③は前回調査から意識が向上していますが、①では意識が後退している結果となっており、この分野の啓発の難しさがうかがえます。

また、今回の調査で新しく設定した項目では

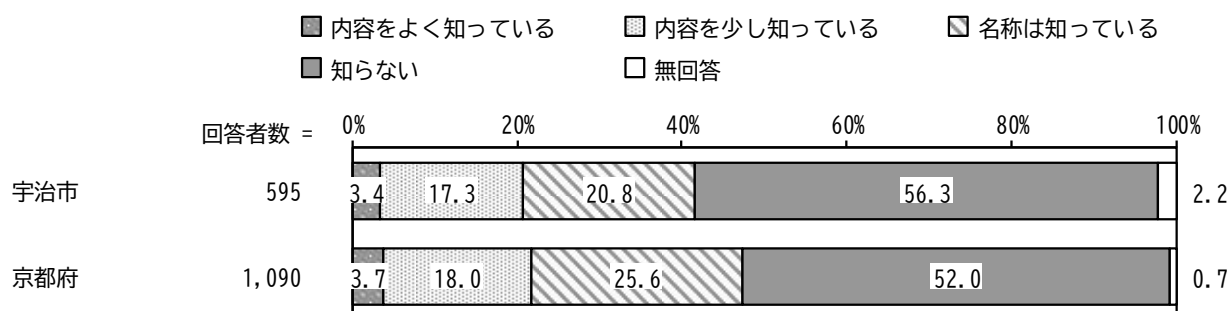
- ④ 「仮にあなたにお子さんがいた時、お子さんの結婚しようとする相手が障害のある人の場合あなたはどうしますか」について、「何も気にしない」「親としては気になるが、子どもの意思を尊重する」を合わせた“結婚を認める”が66.9%と全体の約2/3となっています。しかし「家族の者や親せきが気にすれば結婚を認めないこともある」「絶対に結婚は認めない」を合わせた“結婚を認めない”も13.6%あることから、結婚の自由について当事者の人権が守られる啓発が必要です。

【図表24 仮にあなたにお子さんがいた場合、お子さんの結婚しようとする相手が障害のある人であった場合、あなたはどのように思いますか】



- ⑤ 2016（平成28）年に施行された障害者差別解消法について、「知らない」が56.3%と最も高くなっており、学習する機会が不足していることがうかがえます。

【図表25 あなたは、2016（平成28）年に施行された「障害者差別解消法」を知っていますか】



資料：「宇治市人権教育・啓発推進計画」に関する市民意識調査（2024（令和6）年度実施）
「京都府人権教育・啓発推進計画」に関する府民意識調査（2024（令和6）年度実施）

障害のある人の地域生活、社会参加を促進し、真の共生社会を実現するためには、障害のある人への偏見や差別意識が生じることのないよう、市民の障害のある人についての正しい理解と認識を深めていくことが必要です。そして、障害のある人による自己決定、自己選択を尊重し、自ら望む暮らしを実現するための施策の充実が欠かせません。

また、障害のある人が住み慣れた地域において自立した生活や社会参加ができるよう、建物や道路等のバリアフリー化等のハード面の整備や保健・福祉サービス等のソフト面の充実、就労支援等が必要です。

【今後の取組の方向】

1 市民相互の理解と支え合いによる共生社会の実現

- ① 障害のある人の参画を伴う、障害のある人の人権への理解を深める啓発活動の推進
- ・ 障害のある人が住み慣れた地域において、自立し、主体的に参加できる地域社会をつくるために、広報・啓発活動を一層推進し、障害のある人に対する理解の促進を図るとともに、障害のある人と障害のない人の相互理解を深め、交流の促進を図ります。

2 差別の禁止と必要かつ合理的な配慮の提供による社会的障壁の解消

- ① 障害者虐待の防止、権利擁護に関する広報・啓発及び取組の推進
- ・ 障害のある人や、求められる配慮等に関する理解促進のため、さまざまな機会を捉えて広報・啓発活動を実施するとともに、障害者虐待の防止の取組を推進します。
 - また、「親亡き後」等、本人の意思決定や生活を支援する親族等がない状況でも、障害のある人が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、成年後見制度の制度周知及び利用しやすい仕組みづくりに努めます。

- ② 合理的配慮の提供の徹底等について必要な取組の推進
 - ・ 障害者差別解消法に基づき、障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止や障害のある人に対する必要かつ合理的な配慮（合理的配慮）の提供を徹底する等、障害を理由とする差別の解消に向けて取組を推進します。
- ③ 障害者差別解消法等の意義や趣旨等の広報・啓発の推進
 - ・ 障害者差別解消法等の意義や趣旨、求められる取組等について幅広い市民の理解を深めるため、宇治市を中心に関係機関、事業者、障害者団体等と連携し、同法の一層の浸透に向けた各種の広報・啓発活動を展開します。

3 基本的人権の尊重と社会参加の機会確保

- ① インクルーシブ*教育の推進
 - ・ 障害のある児童一人ひとりの状況や特性等に応じたきめ細かい支援体制の中で、障害のある児童も障害のない児童も共に学ぶことができるよう、「多様な学びの場創造事業」での取組やその研究成果を踏まえ、インクルーシブ教育を推進します。
- ② 障害者の生涯を通じた多様な学習活動の充実
 - ・ 障害のある人の社会的視野を広げ、社会参加を進めるために、視覚・聴覚・肢体・心身等、障害の種別ごとの障害者教室の充実に努めるとともに、市の主催する各種講座や教室の全般について、障害のある人が利用しやすい運営に努め、学習活動の充実に図ります。

*障害者差別解消法

障害を理由とする差別の解消を推進し、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的としたもの。2016（平成28）年4月施行。事業者に対し「合理的配慮」の提供を義務付ける等の改正法が2024（令和6）年4月施行。

*障害福祉サービス

個々の障害のある人々の障害程度や勘案すべき事項を踏まえ、個別に支給決定が行われるサービス。介護の支援を受ける場合には「介護給付」、訓練等の支援を受ける場合は「訓練等給付」に位置付けられる。

*インクルーシブ

英語で「包括的」や「包み込む」を指す言葉。

6 外国人

【現状と課題】

本市では、市民一人ひとりが日常生活の中で、お互いの個性や価値観の違いを認め合い、人権を尊重するとともに、「多様な文化や価値観を認め合い、支え合う国際社会」の実現に向けて、外国人の人権についての正しい理解と認識を広げるとともに、市民間の交流や、多様な文化や価値観への相互理解を促すための人権教育・啓発や国際交流・多文化共生を積極的に推進しています。

国際化が進展する中で、外国から日本に来る人の数は年々増加しています。本市における外国人登録者数は2024（令和6）年12月末現在で3,832人であり、2014（平成26）年12月末の2,614人と比べて約1.5倍に増加しています。戦前戦後の歴史的経過から在日韓国・朝鮮の人が数多く生活している従来からの状況に加え、近年ではベトナム、インドネシア、ネパールなどからの転入者が増えています。

こうした中で、言葉や生活習慣等の違いやお互いの理解不足から、住居、教育、就労、地域交流等日常生活を送る上でさまざまな問題が発生しています。

本市では、こうした問題に対応するため、広報媒体における多言語対応や、窓口での円滑なコミュニケーションの向上、地域の日本語教室や学校における支援など、外国人住民の日常生活等に対する様々な取組を実施しています。

また、近年、特定の民族や地域出身等の属性に該当する人を地域社会から排斥する趣旨の差別的言動、いわゆるヘイトスピーチが公然と行われ、社会問題化するようになりました。

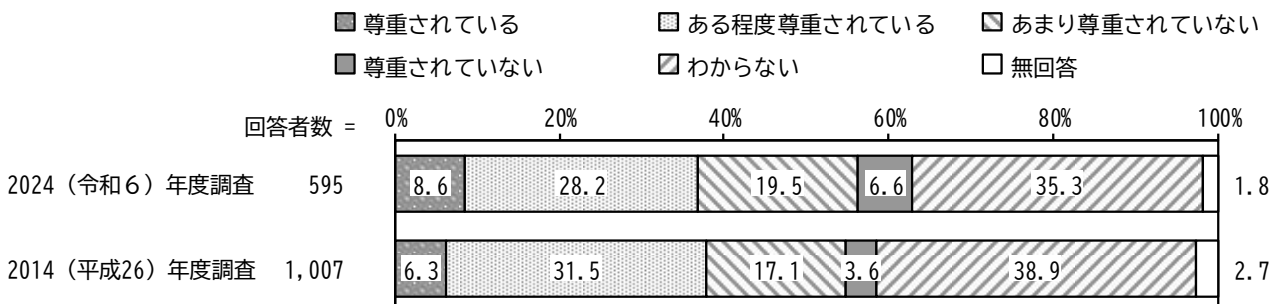
特に本市には、過去にヘイトスピーチやヘイトクライム*の被害にあったウトロ地区があります。

2016（平成28）年6月に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法*）」が施行されました。本市においても、2019（平成31）年3月より「宇治市公の施設等におけるヘイトスピーチ防止のための使用手続に関するガイドライン*」の運用を開始し、「人を排斥し、誹謗中傷するようなヘイトスピーチは許されない」という認識の下で、その発生防止に努めています。

市民意識調査結果の前回調査等との比較では、

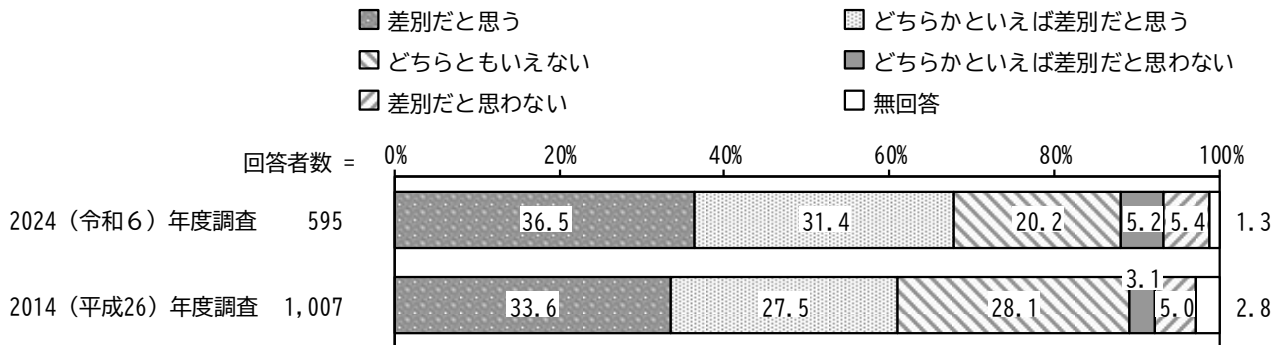
- ① 「外国人に関する人権が尊重されていると思いますか」について、“尊重されている”が1.0ポイントの減少、“尊重されていない”が5.4ポイント増加しています。

【図表26 あなたは、外国人の人権が尊重されていると思いますか】



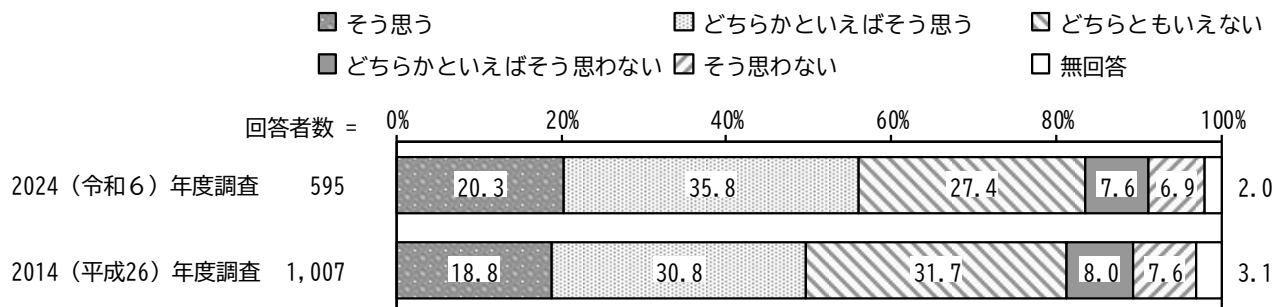
- ② 「外国人であることを理由に賃貸マンションへの入居を断られた」では“差別だと思う”が6.8ポイント増加し、「どちらともいえない」が7.9ポイント減少しています。中立的な意見が減少し、外国人の人権を尊重する意見が増加しています。

【図表27 外国人であることを理由に、賃貸マンションへの入居を断られた】



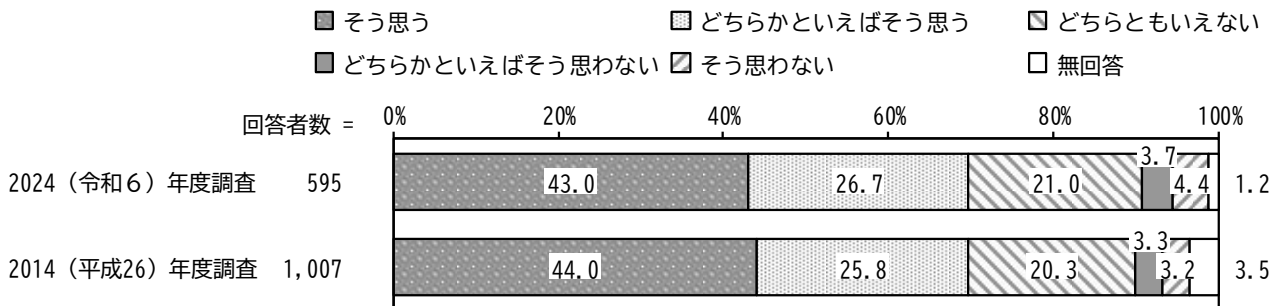
- ③ 「日本に住む外国人はできるだけ日本の文化や習慣に合わせる努力をするべきである」について、“そう思う”が、6.5ポイント増加、“そう思わない”が、1.1ポイント減少しています。

【図表28 日本に住む外国人は、できるだけ日本の文化や習慣に合わせる努力をするべきである】



- ④ 「外国人を受け入れない、拒否する趣旨の言動が公然とされること（いわゆるヘイトスピーチ）は許されない」について、大きな変化はみられませんでした。

【図表29 外国人を受け入れない、拒否する趣旨の言動が公然とされること（いわゆるヘイトスピーチ）は許されない】

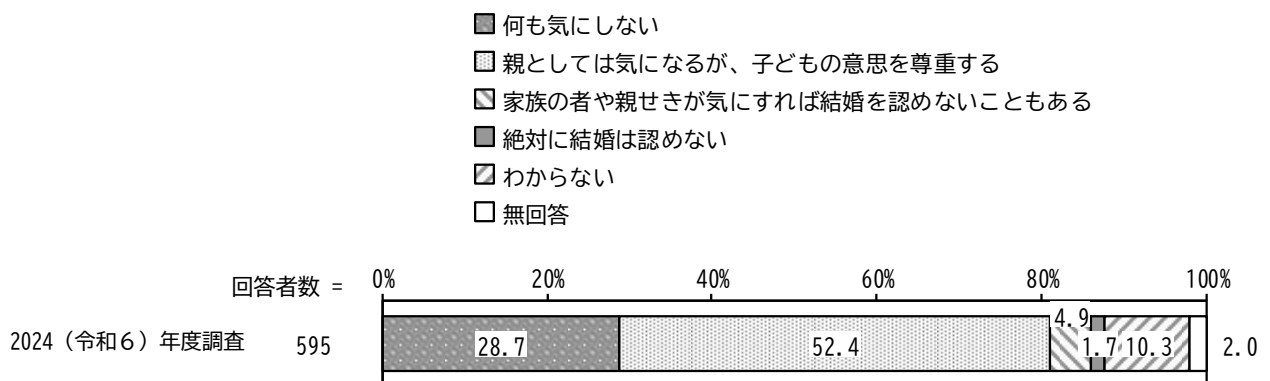


調査結果の比較からは、外国人の人権に対する意識の向上がみられる一方で、質問項目によって好転の方向にも後退の方向にも見てとれ、異なる文化や考えを持つ外国人への理解がまだ不十分であるとも考えられ、これまで以上に外国人の人権を尊重する教育・啓発が必要になります。

また、今回の調査で新しく設定した項目では、

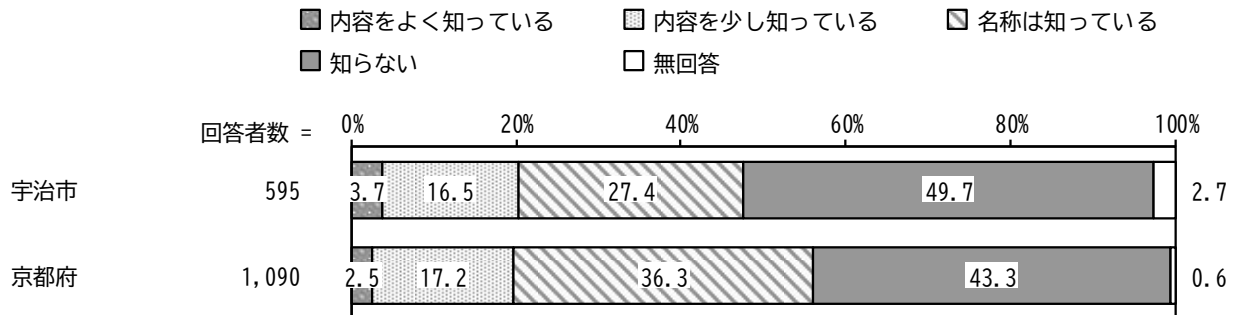
- ⑤ 「仮にあなたにお子さんがいた時、お子さんの結婚しようとする相手が外国人の場合あなたはどうしますか」について、「結婚を認める」が81.1%と8割を超え、比較的結婚への抵抗感は少ないと思われます。

【図表30 仮にあなたにお子さんがいた場合、お子さんの結婚しようとする相手が外国人であった場合、あなたはどのように思いますか】



- ⑥ 2016（平成28）年に施行されたハイトスピーチ解消法について、「知らない」が49.7%と最も高くなっています。①のハイトスピーチへの考え方に大きな変化がなかったことと合わせて、この法律の趣旨について学習する機会が不足していることがうかがえます。

【図表3-1 あなたは、2016（平成28）年に施行された「ハイトスピーチ解消法」を知っていますか】



資料：「宇治市人権教育・啓発推進計画」に関する市民意識調査（2024（令和6）年度実施）
「京都府人権教育・啓発推進計画」に関する府民意識調査（2024（令和6）年度実施）

引き続き、外国人住民が安心して地域で暮らせるよう、多文化共生の取組を一層推進し、外国人固有のニーズや事情について理解が進むよう教育・啓発するとともに、多様性を認め合い、外国人に対する偏見や差別をなくすための取組を推進していく必要があります。

グローバル化の進展により、外国人をはじめ全ての人が、異なる文化、習慣及び価値観を互いに認識し、尊重し合える意識を育んでいくことが重要です。

【今後の取組の方向】

1 外国人の人権への理解を深め、多文化共生社会の実現を目指すための啓発

- ・外国人を含め、すべての人が互いの文化、宗教、生活習慣等における多様性を理解し、尊重し合う多文化共生社会の実現を目指して、市民一人ひとりの人権意識を高め、外国人への理解を深めるための啓発を推進します。

2 異文化を尊重する意識等を醸成するための教育の充実

- ・学校教育活動全体を通じて広い視野を持ち、異文化を尊重する態度や異なる習慣・文化を持った人々と共に生きていく意識を醸成するための教育の充実を図ります。
- ・外国人児童生徒の就学機会の適切な確保に向けて、就学状況の把握・就学促進のための取組を充実させるとともに、学校における受入れ体制の充実やきめ細かな日本語指導の充実に取り組みます。

3 ハイトスピーチは許されないという理解を促進するための啓発の推進

- ・人を排斥し、誹謗中傷するようなハイトスピーチは決して許されるものではありません。ハイトスピーチ解消法の趣旨をはじめ、外国人差別やハイトスピーチはあってはならないとの理解を促進するための啓発を推進します。

4 先進的な取組を推進する地域・指定校による実践的な研究、教員・社会教育担当者等への情報周知

- ・人権教育に当たっては、先進的な取組を推進する地域・指定校による実践的な研究や、教員・社会教育担当者等を対象とする各種研修・会議等の機会を通じて、当該分野の関連法規等について周知を行う等して、地域や学校における取組を推進します。

*ハイトクライム

特定の属性を持つ個人や集団に対する偏見や憎悪意識に基づく犯罪行為。

*ハイトスピーチ解消法

本邦外出身者（専ら、本邦の域外にある国若しくは地域の出身である者、又はその子孫であって、適法に居住するもの）に対するハイトスピーチの解消に向けた取組について、基本理念を定め、国等の責務を明らかにするとともに、基本的施策の推進を目的としたもの。2016（平成28）年6月施行。

*宇治市公の施設等におけるハイトスピーチ防止のための使用手続に関するガイドライン

宇治市の公の施設等においてハイトスピーチが行われることを防止するため、各施設の設置・管理条例等に基づく使用制限規定の適用の、解釈・運用の際に拠るべき基準。2019（平成31）年3月施行。

7 感染症・ハンセン病患者等

【現状と課題】

さまざまな感染症や難病等の病気を抱えて暮らしている方やその家族は、病気に対する誤った知識や理解不足による差別や偏見を受けることがあり、肉体的、精神的な負担となっています。

とりわけ、以下に示した感染症等については、次のような現状や課題があり、京都府や関係機関等と連携しながら偏見や差別の解消に向けて取り組んでいます。

① エイズ・H I V*感染者

新規エイズ患者・H I V感染者報告数は減少傾向にあるものの現在も年間で1,000名程度で推移しており、20代・30代の感染が拡大している状況です。最近の傾向として、性的接触による感染の広がりが顕著になってきているという特徴があり、感染経路によってH I V感染者を差別するといった問題も発生しています。

世界保健機関（WHO）*では、毎年12月1日を「世界エイズデー」と定め、世界的にエイズまん延防止とエイズ患者、H I V感染者に対する偏見や差別の解消に取り組んでいます。

本市においても、エイズ患者、H I V感染者、その他の感染症患者に対する偏見や差別をなくすため、ポスターの掲示やパンフレットの配布を行い、正しい知識の普及啓発に努めています。

② ハンセン病

ハンセン病の菌の感染力は極めて微弱で、早期発見と早期治療により完治する病気です。

ハンセン病患者に対しては、古くから施設入所を強制する隔離政策がとられてきましたが、国は隔離政策の誤りや人権侵害を認めて謝罪し、患者・元患者の名誉回復や福祉対策の向上に関する措置を盛り込んだ「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」が2001（平成13）年に成立しました。

一方で、隔離を主体とした「らい予防法」が1996（平成8）年に廃止された後も2003（平成15）年にハンセン病元患者の宿泊拒否問題が生じる等、未だに根深い社会的な偏見や差別が存在しており、ハンセン病に関する正しい知識を広く普及させる施策の充実が必要です。

また、2009（平成21）年には「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律（ハンセン病問題基本法）」が施行され、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、ハンセン病問題解決の促進を図るために必要な福祉の増進や名誉回復のための支援等が定められました。

さらに、2019（令和元）年には「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」が施行され、ハンセン病患者の家族も偏見や差別の中で、長年にわたり多大な苦痛と苦難を強いられてきたことに国が責任をもって対応するとともに、対象となる元患者家族に補償金を支給することとされました。

③ 肝炎ウイルス感染者等

肝炎は、肝臓の細胞が傷つけられ、その働きが損なわれる病気であり、肝炎患者の多くはB型肝炎ウイルス又はC型肝炎ウイルスに起因するものです。これらの肝炎ウイルスは、主に血液や体液を介して感染するもので、肝炎ウイルスの感染を予防するためには、血液や体液が付いた器具を共用しないことや血液や体液が傷・粘膜に直接接触れるのを防ぐこと等が重要ですが、これら以外の普段の生活の中において、B型肝炎やC型肝炎に感染することはありません。しかし、肝炎ウイルスに関する理解が十分ではなく、依然、偏見や差別に苦しんでいる患者も少なくありません。

肝炎については、2010（平成22）年に「肝炎対策基本法」が施行され、肝炎患者等の人権が尊重され、肝炎患者等であることを理由に差別されないように配慮することが定められているほか、同法に基づき策定された「肝炎対策の推進に関する基本的な指針」においても、肝炎に関する啓発及び知識の普及並びに肝炎患者等の人権の尊重に関する事項が定められています。

感染者や患者に対する偏見や差別をなくすためには、幅広い世代を対象に肝炎についての正しい知識の普及と感染症の患者等に対する偏見や差別の歴史も踏まえ、肝炎患者等の人権を尊重するための啓発が重要です。

④ 新型インフルエンザ等の感染者等

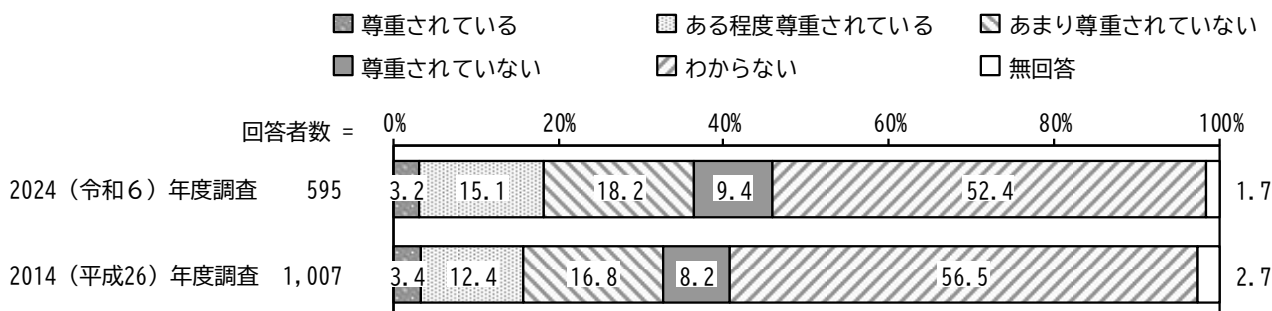
これまでも重症急性呼吸器症候群（SARS）やジカウイルス感染症等の感染拡大が発生し、2020（令和2）年以降、新型コロナウイルス感染症が世界的な大流行を引き起こす等、新興感染症等は国際的な脅威となっています。とりわけ新型コロナウイルス感染症については、国民の生命、健康が脅かされ、国民生活や社会経済活動は大きく影響を受けることとなりましたが、これに加え、感染者やその家族、医療従事者等に対する誹謗中傷、また営業自粛等に従わない事業者等への行き過ぎた非難等の行為も深刻な人権問題となりました。新興感染症等に基づく偏見や差別等は、患者の受診行動を妨げ、感染拡大の抑制を遅らせる原因となる可能性があるほか、これに対応する医療従事者等の士気の維持の観点からも防止すべき課題です。

こうした状況を踏まえ、2021（令和3）年に「新型インフルエンザ等対策特別措置法」の一部が改正され、差別的取扱い等を防止するための国及び地方公共団体の責務として、広報その他の啓発活動を行うものとする規定が設けられたほか、2024（令和6）年には同法に基づく「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」について、新型コロナウイルス感染症への対応の経験やその課題を踏まえた抜本的な見直しを行い、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた、感染症危機に強くてしなやかに対応できる社会を目指すことが必要であるとされ、こうした社会を目指すに当たり、基本的人権の尊重の実現が一つの目標として掲げられました。

市民意識調査結果の前回調査との比較では、

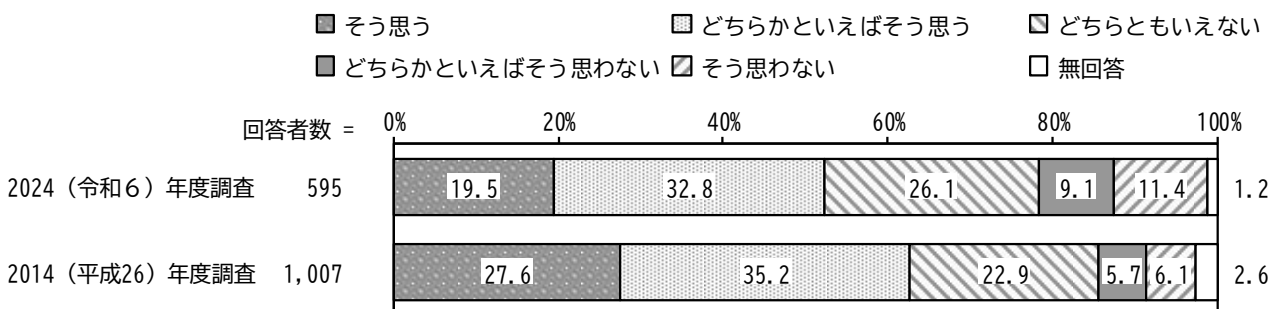
- ① 「エイズ、ハンセン病患者等の人権が尊重されていると思いますか」について、大きな変化は見られず、依然として「わからない」が5割以上を占めており、正しい知識や情報が不足していることがうかがえます。

【図表32 あなたは、エイズ、ハンセン病患者等の人権が尊重されていると思いますか】



- ② 「感染症患者については、感染拡大防止のため、プライバシーの保護等が制限される場合があってもやむを得ないと思いますか」について、「そう思う」が10.5ポイント減少し、「そう思わない」8.7ポイント増加しており、意識の向上がうかがえます。

【図表33 感染症患者については、感染拡大防止のため、プライバシーの保護等が制限される場合があってもやむを得ない】



エイズやハンセン病をはじめとする感染症については、病気に対する知識不足による偏見や差別が少なくないことから、誤った情報による偏見や差別をなくすために、感染症患者や元患者、家族、医療従事者等の人権に十分に配慮しながら、正しい知識の普及・啓発と情報の提供が必要であるとともに、感染病患者の生活の質の向上を図り、地域で支援するため、保健・医療等との連携強化が求められます。

【今後の取組の方向】

1 エイズやハンセン病、その他の難病に対する正しい知識の普及、差別や偏見をなくす教育・啓発活動の推進

- ・エイズ患者・HIV感染者及びハンセン病患者・ハンセン病元患者、その他の難病患者に対する正しい知識の普及と情報の提供を行うとともに、差別や偏見をなくすための教育・啓発活動を推進します。
- ・エイズ教育の推進を通じて、発達段階に応じて正しい知識を身につけることにより、HIV感染者やエイズ患者に対する偏見や差別をなくすとともに、そのための教材の周知や教職員の研修を推進します。

2 エイズ患者・HIV感染者及びハンセン病患者・ハンセン病元患者、その他の難病患者が尊厳をもって暮らせる社会づくりの推進

- ・エイズ患者・HIV感染者及びハンセン病患者・ハンセン病元患者、その他の難病患者の生活の質の向上を図り、保健・医療等との連携を強化する中で、尊厳をもって暮らせる社会づくりを目指した取組を京都府と連携しながら推進します。

3 肝炎及びその感染者等への理解を深めるための啓発

- ・肝炎に関する啓発資料の配布、各種の広報活動を通じて、肝炎についての正しい知識の普及を図ることにより、肝炎ウイルス感染者等に対する偏見や差別意識を解消し、肝炎及びその感染者等への理解を深めるための啓発活動を推進します。

4 新型インフルエンザ等の感染症の感染者等に対する偏見・差別等をなくすための啓発

- ・感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等感染症対策の妨げにもなること等について啓発します。

*HIV

ヒト免疫不全ウイルス。HIVに感染して免疫力が低下し、様々な疾患を発症した状態をエイズという。

*世界保健機関（WHO）

「全ての人々が可能な最高の健康水準に到達すること」を目的として設立された国連の専門機関。

8 犯罪被害者及びその家族

【現状と課題】

犯罪被害者やその家族は、事件そのものに対する精神的負担や経済的・時間的な負担が大きいだけでなく、事件に遭ったことによる精神的ショック、失職・転職等による経済的困窮、捜査や裁判の証人出廷等の過程における精神的・時間的負担、無責任なうわさ話やマスメディア等による過剰な取材や報道によるストレス・不快感等、被害後に生じる二次的被害に苦しめられる等の問題があります。

そのため、犯罪被害者やその家族の人権に対する配慮と保護を図るために、2005（平成17）年4月に「犯罪被害者等基本法」が施行される等、関連法の整備が進められています。

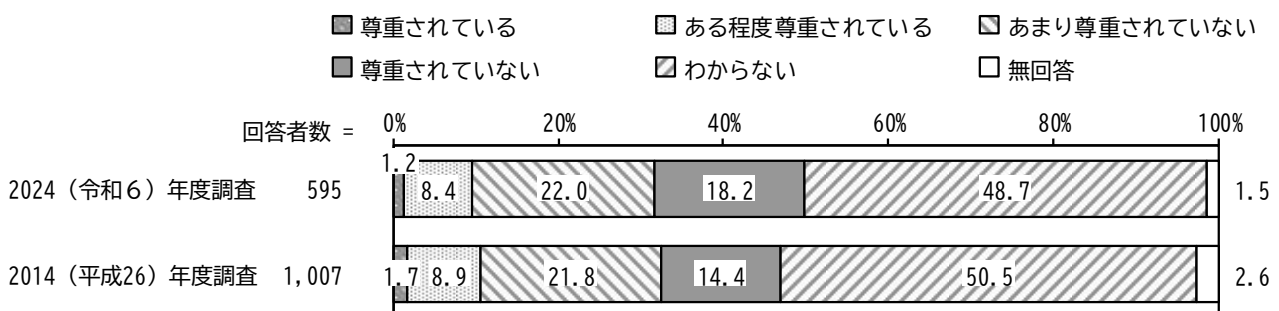
また、国は、不幸にして犯罪被害に遭われた被害者やその家族に対して、被害による精神的、経済的な負担の軽減を目的とした犯罪被害給付制度に基づく給付金の支給を行っています。

なお、本市では、2010（平成22）年4月に「宇治市犯罪被害者等支援条例」を施行し、犯罪被害にかかる相談窓口の設置や見舞金の支給等を行い、犯罪被害者等を支援する取組を推進しています。

市民意識調査結果の前回調査との比較では、「犯罪被害者とその家族の人権が尊重されていると思いますか」について、大きな変化は見られず、依然として「わからない」が5割近くを占めており、知識の不足がうかがえます。

犯罪被害者やその家族等の人権が侵害されるケースはさまざまであり、今後も、国、府、警察、犯罪被害者を支援する民間団体等と連携を図りながら、犯罪被害者のプライバシーの保護を基本とした犯罪被害者支援のための教育・啓発を推進していくとともに、犯罪被害者やその家族の人権問題に応じる相談体制を充実していく必要があります。そして、犯罪被害者の人権を尊重し、犯罪被害者等に対する理解を深める教育・啓発活動が必要です。

【図表3-4 あなたは、犯罪被害者とその家族の人権が尊重されていると思いますか】



【今後の取組の方向】

1 京都府や関係機関との連携による犯罪被害者等に対する支援制度の周知

- ・犯罪被害者等に対する本市の支援制度をはじめ、京都府、関係機関と連携を図りながら、周知を図ります。

2 「犯罪被害者週間」等の機会による犯罪被害者等の状況等への市民理解の促進

- ・「犯罪被害者週間」（11月25日から12月1日まで）等さまざまな機会を通じて、犯罪被害者等の置かれている状況等への市民理解の促進を図ります。

9 性的マイノリティの人々

【現状と課題】

性的マイノリティ（性的少数者）の当事者は、性的指向*及びジェンダーアイデンティティ*の多様性に関して理解が進んでいないこともあり、社会のさまざまな場面で偏見や差別に直面したり、そうした対象になることを恐れて周囲に自分の性のあり方を打ち明けることができない等の生きづらさを感じることがあります。

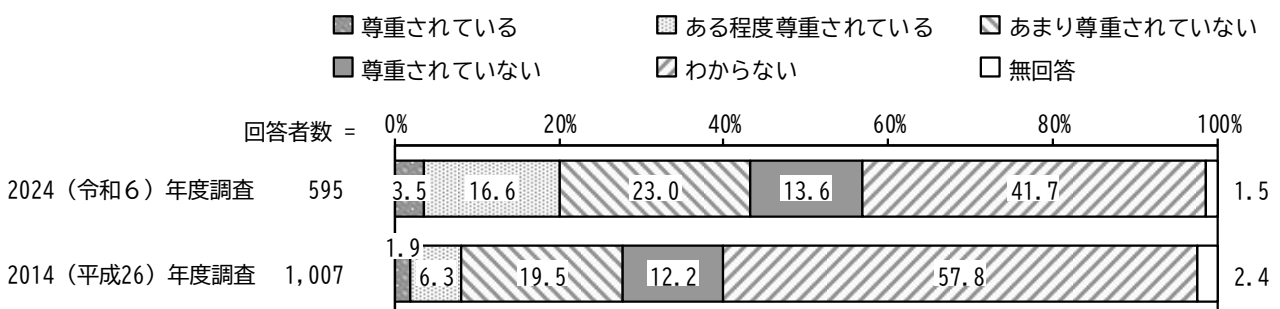
2004（平成16）年に「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が施行されました。性同一性障害者であって、一定の条件を満たす者については、性別の取り扱いの変更の審判を受けることができるようになり、また、学校に対しては、国から性同一性障害等の児童・生徒への配慮等を求める通知がされています。

2023（令和5）年6月には「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（LGBT理解増進法*）」が施行されました。国、地方公共団体、事業主等に対し、相互に人格と個性を尊重し合う共生社会の実現に向けて、さまざまな理解の増進を推進する役割が定められています。

市民意識調査結果では、

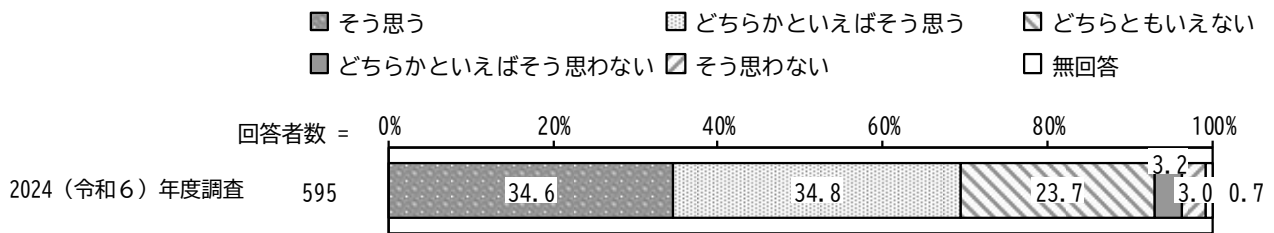
- ① 前回の調査結果と比較して「LGBT*等、性的少数者の人権が尊重されていると思いますか」について、「わからない」が16.1ポイント減少し、“尊重されている”が11.9ポイント増加していることから認識の広がりが見てとれます。

【図表35 あなたは、LGBT等、性的少数者の人権が尊重されていると思いますか】



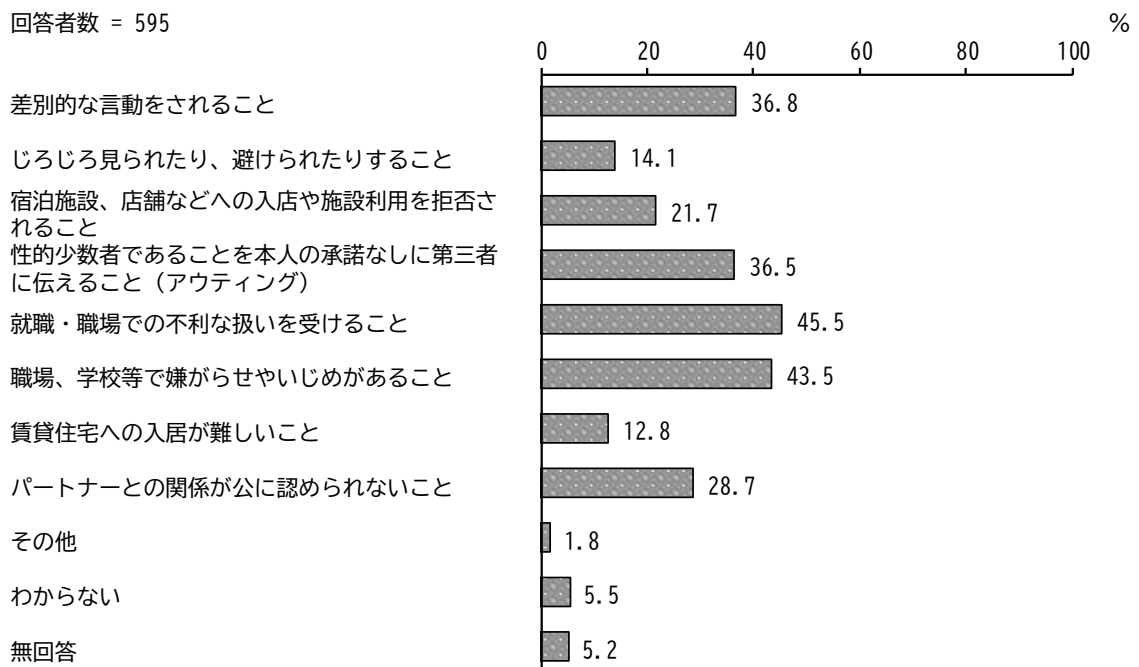
- ② 「LGBT等、性的少数者であることを身近な人にも言えない社会は問題である」について“そう思う”が69.4%と7割近くを占めており問題意識の高さがうかがえます。

【図表36 LGBT等、性的少数者であることを身近な人にも言えない社会は問題である】



- ③ 「LGBT等の人権について、どのようなことが問題だと思えますか」について、「就職・職場での不利な扱いを受けること」が45.5%と最も高く、次いで「職場、学校等で嫌がらせやいじめがあること」が43.5%、「差別的な言動をされること」が36.8%となっており、年代別にみると、30歳未満では「職場、学校等で嫌がらせやいじめがあること」が、30～39歳では「パートナーとの関係が公に認められないこと」が高くなっています。

【図表37 LGBT等の人権について、どのようなことが問題だと思えますか】



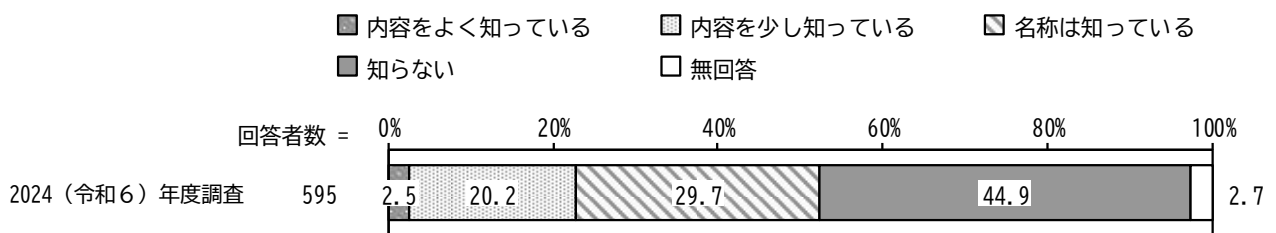
【図表38 L G B T等の人権について、どのようなことが問題だと思いますか】〔年代別〕

単位：％

区分	回答者数(件)	差別的な言動をされること	けじめがつけられなかったり、避けられたいこと	宿泊施設、店舗等への入店や施設利用を拒否されること	三者に伝えること(アウティング)	性的少数者であること	就業・職場での不利な扱いを受けること	職場、学校等で嫌がらせやいじめがあること	賃貸住宅への入居が難しいこと	パートナーとの関係が公に認められないこと	その他	わからない	無回答
全体	595	36.8	14.1	21.7	36.5	45.5	43.5	12.8	28.7	1.8	5.5	5.2	
30歳未満	39	48.7	15.4	25.6	17.9	41.0	61.5	7.7	23.1	7.7	2.6	2.6	
30～39歳	37	37.8	8.1	16.2	40.5	29.7	37.8	18.9	45.9	2.7	5.4	2.7	
40～49歳	66	31.8	15.2	25.8	39.4	50.0	42.4	10.6	34.8	1.5	3.0	4.5	
50～59歳	101	35.6	12.9	16.8	32.7	51.5	44.6	16.8	30.7	3.0	4.0	5.9	
60～69歳	123	42.3	15.4	22.8	42.3	43.9	39.0	9.8	26.8	0.8	4.1	6.5	
70～79歳	132	30.3	14.4	16.7	43.2	50.0	47.7	12.9	27.3	0.8	6.8	4.5	
80歳以上	91	38.5	13.2	28.6	26.4	38.5	37.4	14.3	23.1	1.1	11.0	6.6	

④ 「2023（令和5）年に施行されたL G B T理解増進法（性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律）を知っていますか」については、「知らない」が44.9%と最も高くなっています。

【図表39 あなたは、2023（令和5）年に施行されたL G B T理解増進法を知っていますか】



L G B T等をはじめとする性的指向・性自認（性同一性）に対する意識については一部醸成されているものもありますが、依然として偏見や差別的な言動がある等、解決すべき社会的な課題も存在しています。性的指向・性自認（性同一性）に関わらず誰もが暮らしやすい社会を目指すために、引き続き、性に多様性があることへの理解を深める教育・啓発を推進する必要があります。

【今後の取組の方向】

1 性の多様性についての啓発の推進

- ・性に多様性があることへの市民の理解を深め、性的指向・性自認（性同一性）に関わらず、誰もが安心して暮らしていけるよう理解と認識を広げるための啓発を推進します。
- ・性的指向及びジェンダーアイデンティティを理由とする不当な差別はあってはならず、LGBT理解増進法の趣旨について、広く周知を図ります。

2 教職員向けの啓発資料や支援事例の提供等の取組の推進

- ・性的マイノリティの子ども・若者へのきめ細かな対応に資するよう、教職員向けの啓発資料や、支援の事例の情報提供等の取組を推進します。

*性的指向

恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向。

*ジェンダーアイデンティティ

自己の属する性別についての認識に関するその同一性の有無又は程度に係る意識。

*LGBT理解増進法

国民の理解の増進に関する施策の推進により、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に寛容な社会の実現に資することを目的としたもの。2023（令和5）年6月施行。

*LGBT

性的マイノリティを表す総称の一つ。Lesbian（レズビアン、女性同性愛者）、Gay（ゲイ、男性同性愛者）、Bisexual（バイセクシュアル、両性愛者）、Transgender（トランスジェンダー、生まれた時に割り当てられた性別と性自認が一致しない人）の頭文字を取った略称。より包括的に「LGBTQ+」等と表現されることもある。

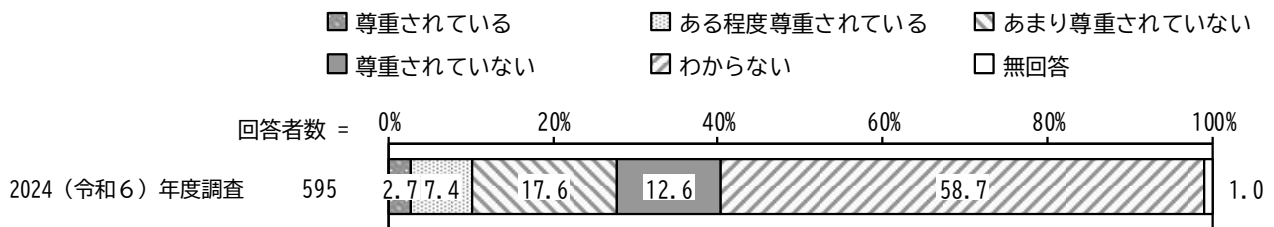
10 刑を終えて出所した人及びその家族

【現状と課題】

刑を終えて出所した人や執行猶予の判決を受けた人に対する偏見や差別は根強く、就職に際しての差別や住居の確保の困難等、社会復帰を目指す人たちにとって、現実には極めて厳しい状況にあります。また、出所しても社会的に排除され、就労の場を得られないために、生活の基盤が保障されず、結果として出所した人が再び罪を繰り返すという問題もあります。

市民意識調査結果では、「刑を終えて出所した人の人権が尊重されていると思いますか」について、「わからない」が最も多くなっており、理解を深めるための啓発活動の必要性が示されています。

【図表40 あなたは、刑を終えて出所した人の人権が尊重されていると思いますか】



また、刑を終えて出所した人等のみならず、その家族に対する偏見や差別の問題もあります。

【今後の取組の方向】

1 罪を犯した人等の再犯の防止等について、市民の関心と理解を深める事業の推進

- ・保護司*会等と連携し、罪等を犯した人が社会において孤立することなく、市民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となれるよう支援するとともに、その人やその家族に対しての差別や偏見をなくすための啓発の推進に努めます。

*保護司

保護司法に基づき、法務大臣から委嘱された非常勤の国家公務員で、犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える民間のボランティア。

11 さまざまな人権問題

【現状と課題】

(ホームレス)

近年の国の経済情勢、雇用情勢を反映し、さまざまな原因によりホームレスになることを余儀なくされている人が都市部を中心に存在しています。その多くの方は、公園、河川、道路、駅舎等を起居の場所として日常生活を送っていますが、食事の確保や健康面の問題等を抱え、また、一部には地域住民とのあつれきが生じることから、ホームレスの人権への配慮が求められています。

本市においては、要保護状態にある人について生活保護法を適用し、入院をはじめ入院外を含めた医療扶助の適用や住居の確保、日常生活の保障を行ってきました。ホームレスを取り巻く課題を解決していくためには、地域社会の中で自立した日常生活が可能となるよう住宅、就労、医療等さまざまな支援が必要であり、2002（平成14）年に制定された「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」に基づき関係団体が連携・協力しながら、ホームレスの自立支援に努めてきました。

また、経済的に困窮し最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人を支援し、自立を促進することを目的とした「生活困窮者自立支援法」が2015（平成27）年に施行されています。ホームレス対策については「ホームレス特措法」の趣旨を踏まえつつ、「生活困窮者自立支援法」等により自立支援を推進します。

(アイヌの人々)

アイヌの人々は、明治以降の同化政策により、狩猟を禁止され、土地を奪われ、教育の場等でアイヌ語の使用が禁じられ、日本語を使うことを強制される等して、生活の基盤や独自の文化を失い、いわれのない差別の中で貧困にあえいできました。また、今もなお、アイヌの人々に対する理解が十分でないため、就職や結婚等において差別や偏見が存在しています。

2019（平成31）年に「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（アイヌ新法）」が施行されました。この法律は国及び地方公共団体に対し、教育活動、広報活動を通じ、アイヌに関し、国民の理解を深めるよう努めなければならないとしています。

アイヌの人々の民族としての誇りや先住性を尊重し、アイヌの伝統に関する理解や認識を深めるため、知識の普及及び啓発の推進に努める必要があります。

(非嫡出子)

非嫡出子*の相続分は、従来は嫡出子の半分とされてきましたが、2013（平成25）年に民法が改正され、嫡出子と同等の取り扱いになりました。また、非嫡出子であることが戸籍上の続柄の記載で明らかになり、就職や結婚等で不利な取り扱いを受ける例やプライバシーの侵害になるとの指摘があり、2004（平成16）年に戸籍法施行規則が改正され、嫡出子と同様の記載に変更されています。

非嫡出子であることを理由に、差別や偏見、就学、就職及び結婚等の社会関係において不利益な取り扱いを受けることがないよう、啓発の推進に努める必要があります。

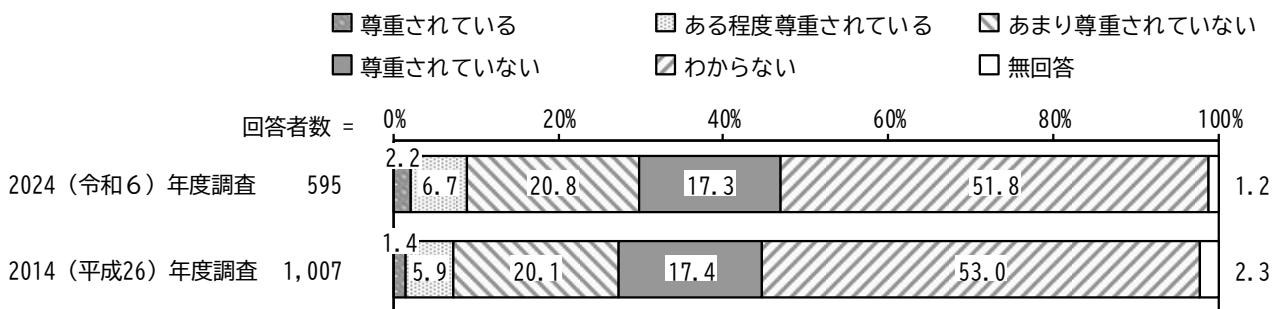
(北朝鮮当局によって拉致された被害者等)

北朝鮮による拉致問題は、重大な人権侵害であり、国においても拉致被害者を救出すべくさまざまな取組が行われています。2006（平成18）年には、「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行され、国や地方公共団体の責務として、拉致問題等に関する国民世論の啓発を図るよう努めるものとされています。

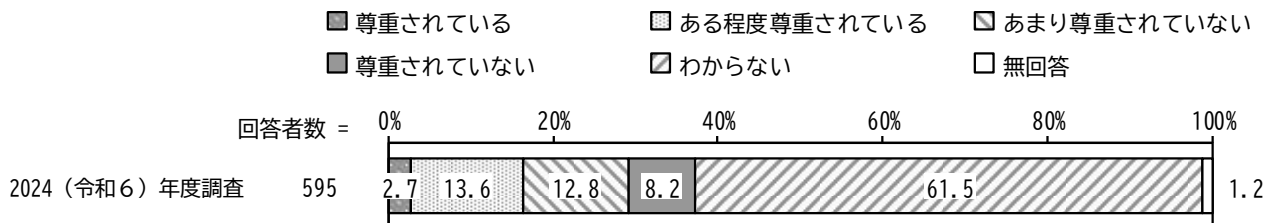
市民意識調査結果では、「ホームレスの人権が尊重されていると思いますか」、「アイヌの人々の人権が尊重されていると思いますか」、「北朝鮮による拉致被害者の人権が尊重されていると思いますか」の各問いについて、いずれも「わからない」が最も多くなっており、市民が関心と正しい認識を持ち、理解を深めるための啓発活動の必要性が示されています。

私たちが暮らす社会には多様な人権問題が存在しますが、自分に身近なことや関係が深いことでなければ関心は薄いと考えられます。今後は、さまざまな人権問題について“自分ごと”として捉え、お互いに尊重し合うことができるような意識の醸成が必要です。

【図表4-1 あなたは、ホームレスの人権が尊重されていると思いますか】

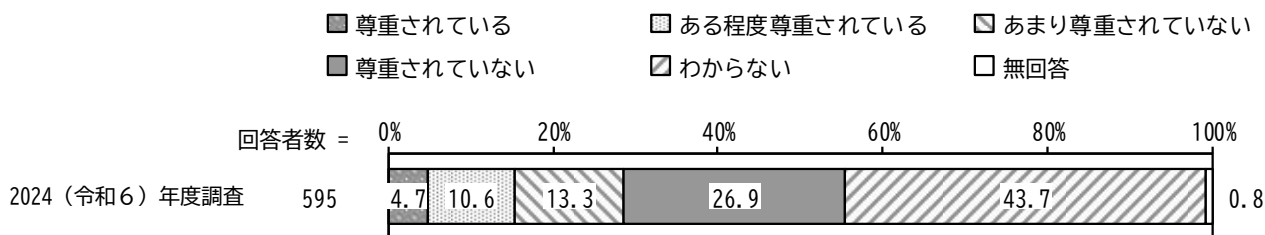


【図表4-2 あなたは、アイヌの人々の人権が尊重されていると思いますか】



*非嫡出子
法律上の婚姻関係にない男女の間に生まれた子のこと。

【図表43 あなたは、北朝鮮による拉致被害者の人権が尊重されていると思いますか】



【今後の取組の方向】

(ホームレス)

1 生活保護法の適用による自立の助長、新たなホームレスになることの防止、地域社会におけるホームレスに関する問題の解決

- ・速やかに生活保護法を適用し、積極的に自立の助長を促すとともに、新たにホームレスになることを防止し、地域社会におけるホームレスに関する問題の解決が図られるよう取り組みます。

2 生活困窮者自立支援制度の運用によるホームレス等の生活困窮者の自立支援

- ・ホームレス対策については、生活困窮者自立支援法に基づく生活困窮者自立支援制度を適正に運用し、ホームレス等の生活困窮者の自立を支援します。

(アイヌの人々)

3 アイヌの人々に対する理解を深める啓発の推進

- ・民族としての誇りや先住性を尊重し、アイヌの伝統に関する理解や認識を深めるため、啓発等の推進に努めます。

(非嫡出子)

4 差別や偏見、就学、就職及び結婚等の社会関係において不利益な取り扱いを受けない啓発の推進

- ・非嫡出子であることを理由に差別や偏見、就学、就職及び結婚等の社会関係において不利益な取り扱いを受けないよう啓発の推進に努めます。

(北朝鮮当局によって拉致された被害者等)

5 拉致問題等について、市民の関心と認識を深めるための広報・啓発の実施等

- ・拉致問題等の解決には、幅広い国民各層及び国際社会の理解と支持が不可欠であることから、市民の関心と認識を深めるよう啓発の推進に努めます。

【その他の人権問題】

人権問題は、社会情勢の変化に伴って新たに生起し、又は顕在化するものと考えられます。このため、常に人権を取り巻く状況に留意し、前述の類型に該当しないさまざまな人権問題に対しては、本計画を基本的指針として、その解決に資する施策の検討を行います。

2. 課題横断的な人権課題に対する取組

社会情勢の変化等により、さまざまな人権課題に複合的に関係する事象が顕在化してきたことに伴い、以下の項目を「課題横断的な人権課題」として位置付けました。

1 インターネット上の人権侵害

【現状と課題】

インターネット*が普及した結果、企業、行政、個人を問わず、大量の情報を収集、処理、発信できるようになり、市民生活の利便性が高まりました。その一方で、スマートフォン等の電子媒体やインターネットを介して、その匿名性、情報発信の容易さから、人権にかかわるさまざまな問題が発生しています。近年では、情報の拡散力が圧倒的に高いSNS*等が登場したこともあり、問題が急速に深刻化しています。

事例として、ネットいじめ（無料通信アプリによる仲間外れや誹謗中傷、加工された画像の拡散等）、著名人に対する誹謗中傷、個人情報や名誉を傷つける情報の拡散、児童ポルノやリベンジポルノ、差別的な投稿（特定民族に対する排斥を扇動する、特定地域を同和地区であると指摘する、等）が挙げられます。

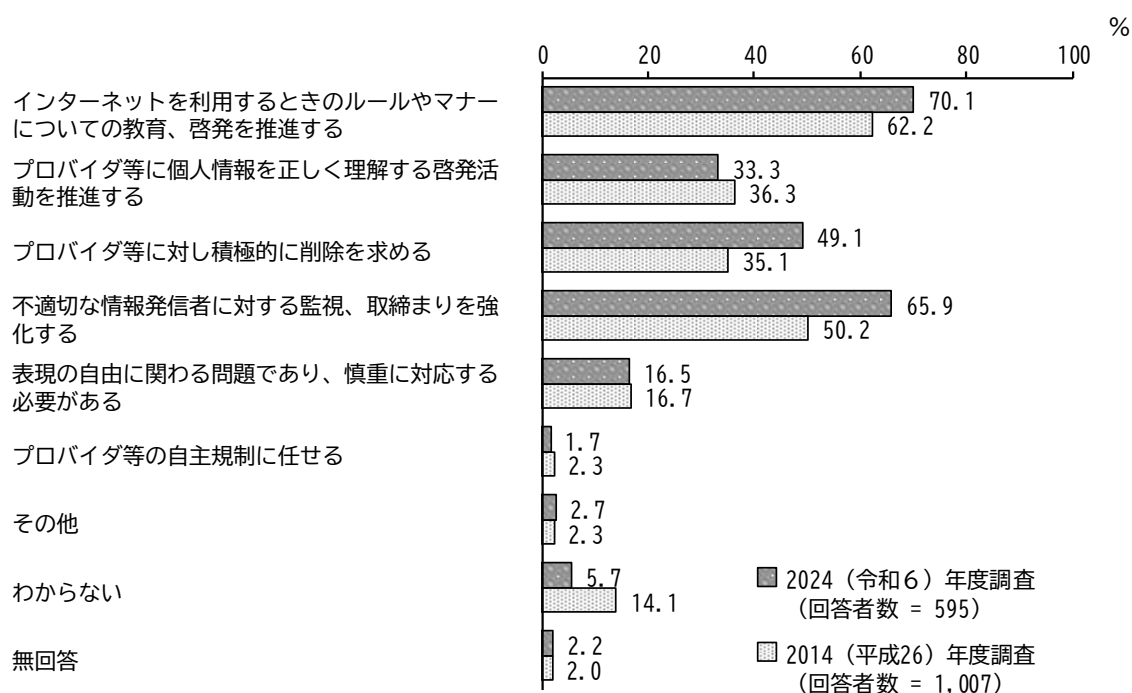
ひとたび情報がインターネット上に投稿されると、瞬時に拡散され、その削除は容易ではありません。誹謗中傷や他人に知られたくない事実、個人情報等が不特定多数の人々に晒された結果、その人の尊厳を傷つけ、社会的評価を低下させ、被害の回復が困難な事態に陥る危険性があります。また、このような人権侵害は、名誉毀損等の罪に問われることもあります。

2025（令和7）年4月には、大規模プラットフォーム事業者*に対してインターネット上の誹謗中傷への対応の迅速化や運用状況の透明化を義務付けた「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律（情報流通プラットフォーム対処法）」が施行されました。

インターネットを通じた差別やいじめ、人権侵害、プライバシー保護に関する問題の解決に向け、相談・支援体制の充実を図り、インターネットの利用におけるマナーやモラル等の啓発活動、関連法令の周知等を行うことが必要です。そして、差別やいじめ、脅迫といった人を傷つける行為や著作権を侵害することは許されず、また、インターネット上に掲載した写真や動画、個人情報や誹謗中傷等は完全には削除できないことを書き込む前に気づくことができるよう、インターネット上での人権侵害を「しない、させない」ための取組を一層推進していく必要があります。

市民意識調査結果では、「パソコンやスマートフォン、携帯電話等を利用したインターネット上の掲示板やSNSへの差別的な書き込み・個人情報の掲載等、インターネットによる人権侵害を改善するためには、あなたはどうすればよいと思いますか」について、「インターネットを利用するときのルールやマナーについての教育、啓発を推進する」の割合が70.1%と最も高く、次いで「不適切な情報発信者に対する監視、取締まりを強化する」が65.9%、「プロバイダ*等に対し積極的に削除を求める」が49.1%となっています。また、これらの項目は前回調査と比較しても割合が伸びており問題意識として定着していることがうかがえます。

【図表4.4 パソコンやスマートフォン、携帯電話等を利用したインターネット上の掲示板やSNSへの差別的な書き込み・個人情報の掲載等、インターネットによる人権侵害を改善するためには、あなたはどうすればよいと思いますか】



【今後の取組の方向】

1 京都府等との連携による、ライフステージに応じた教育・啓発の推進

- ① スマートフォンやSNS等の安全・安心な利用のための啓発活動を集中的に実施
 - ・初めてスマートフォン等を手にする機会の多い小中学生の時期において、京都府や関係団体、関係事業者等と連携し、スマートフォンやSNS等の安全・安心な利用のための啓発活動を集中的に実施します。

2 インターネット上の誹謗中傷等の被害者にも加害者にもならないための、情報発信時の注意事項等についての広報・啓発

- ・インターネットに係る最新のトラブル事例の予防法等をまとめた「インターネットトラブル事例集」等の資料を活用し、誹謗中傷等の被害者にも加害者にもならないために、情報発信時の注意事項等について広報・啓発を推進します。

3 あらゆる世代に対する、インターネットリテラシー*向上のための啓発活動の推進

- ・インターネット上の人権侵害の被害者にも加害者にもならないよう「責任ある情報発信」の意識を広く一般に浸透させるため、子ども・若者のほか、あらゆる世代に対し、個人の名誉やプライバシーに関する正しい理解を深め、インターネットリテラシーの向上を図るための啓発活動を推進します。

4 学校における「情報モラル」を育成するための指導の実施

- ・情報発信によって他人や社会への影響があること、ネットワーク上のルールやマナーを守る必要があること、情報には誤ったものや危険なものがあること等を考える学習を小・中学校において行い、情報リテラシー、情報モラル教育の推進に努めます。

5 インターネット上の誹謗中傷等の被害者等への相談、支援の実施

- ・被害者からの人権相談に応じ、情報削除依頼について法務省や関係機関につなぎ、人権侵害状況の早期解消を図ります。

*インターネット

世界中のコンピュータなどの情報機器を接続するネットワークのこと。

*SNS

Social Networking Service (ソーシャル・ネットワーキング・サービス)の略。インターネットを活用して、個人同士がつながり、情報を共有するためのサービスのこと。

*プラットフォーム事業者

インターネット上で、利用者や第三者が商品・サービス等の情報を掲載したり利用したりできる場(プラットフォーム)を提供、運用する事業者。多くの場合、ISPの接続の上でプラットフォームが利用される。

*プロバイダ

供給者、提供者などの意味を持つ英単語。ITの分野では、利用者にインターネット接続サービスを提供する事業者(ISP)を指す場合が多い。

*リテラシー

英語のLiteracyに由来する、ある分野に関する知識や技能を持ち、それを適切に活用できる能力のこと。

2 個人情報の保護

【現状と課題】

国においては、2003（平成15）年に、個人の権利利益を保護するため、個人情報を取り扱う事業者の遵守すべき義務等を定めた「個人情報の保護に関する法律」が制定されました。この法律により、事業者は、個人情報について利用目的の特定、適正な取得、取得に際する利用目的の通知又は公表、安全管理、第三者提供の制限等の義務が課せられることになりました。

一方、本市では、市民の個人情報に関する権利利益の保護を図るため、1999（平成11）年4月に個人情報の適正な取り扱いを定めた「宇治市個人情報保護条例」を、国よりいち早く施行しました。

しかし、条例施行直後に住民情報データ流出事件が発覚する等、本市の個人情報保護制度確立への道は平坦なものではありませんでした。

この事件から得た教訓を踏まえ、実効性のある個人情報保護制度を確立するために、本市では、先駆的な電算セキュリティシステムの導入を図るとともに、宇治市個人情報保護審議会に対し条例改正のあり方について諮問し、一年半にも及ぶ調査審議を経て、2003（平成15）年8月に、全国的に見ても厳しい罰則規定を柱にした「改正個人情報保護条例」を施行しました。

その後、「個人情報の保護に関する法律」が改正され、地方公共団体の個人情報保護制度について、2023（令和5）年4月から施行された改正後の「個人情報の保護に関する法律」の適用を受けることとなり、「宇治市個人情報保護条例」は廃止となりました。

このような状況の中で、市民一人ひとりが個人情報に対する意識を高め、個人のプライバシーに関する正しい理解の促進を図るための啓発や学習機会が必要です。

【今後の取組の方向】

1 適正な運用

- ・「個人情報の保護に関する法律」をはじめ、関係法令に基づき適正な取扱いに努め、個人の権利利益の保護を図ります。

2 教育・啓発の推進

- ・個人のプライバシー等を守ることの重要性や情報の収集・発信における責任やモラルについての正しい理解と認識を広げるための教育・啓発に取り組みます。

3 身元調査（戸籍謄本不正取得等）の防止・抑止

- ・個人に関する情報を本人の了解なく調査し、その内容によっては結婚や就職等において重大な人権侵害に関わる、極めて深刻な問題であることから、市民や事業者が自ら身元調査を行ったり依頼したりすることはもちろん、調査に応じたりすること自体が個人のプライバシーを侵害するおそれがあることについて、市民等への啓発を図ります。
- ・身元調査等の目的で、戸籍謄本や住民票の写し等が本人の知らないところで不正に取得されることがないように、戸籍謄本等を第三者に交付した場合に、事前に登録した人に対してその交付の事実を通知する「事前登録型本人通知制度」の周知を行う等、その防止に努めます。

3 人権尊重の就労環境

【現状と課題】

「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」では、仕事と生活の調和が実現した社会は、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活等においても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」とされています。その実現のためには、長時間労働を前提とした働き方を見直し、テレワーク等の柔軟な働き方を普及させ、男性の家庭や地域への参画を進めるとともに、子育てや介護等個人の状況に応じた多様な働き方が選択できる環境を整える必要があります。

また、相手の意に反する性的言動や行為を行うセクシュアルハラスメントや、立場の優位性を利用して人格や尊厳を傷つけるパワーハラスメント、妊娠・出産を理由とする嫌がらせや解雇等の不当な処遇を行うマタニティハラスメントに加え、最近では顧客等からの暴行、脅迫、ひどい暴言、不当な要求等の著しい迷惑行為であるカスタマーハラスメント（カスハラ）も発生し、社会問題化しています。

2025（令和7）年6月には労働施策総合推進法の改正が行われ、企業等にはカスハラ防止のため、雇用管理上、必要な措置を講じることが義務付けられました。

労働者は職場において差別、ハラスメント*等を受けやすい立場にあります。これらの人権問題をなくすための取組を推進していくとともに、相談・支援体制を充実させていく必要があります。

【今後の取組の方向】

1 ワーク・ライフ・バランスの取組

- ・ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、さまざまな行政分野が連携して、市民意識の一層の醸成を図るとともに、企業や事業所等に対する広報、啓発に努めます。

2 ハラスメント対策

- ・企業や事業所等におけるセクシュアルハラスメント、パワーハラスメント、マタニティハラスメント等のハラスメントを防止するには、そこで働く労働者一人ひとりが自ら防止する意識を持ち、組織として意識改革に取り組むことが重要であるため、京都府や関係機関と連携し、企業や事業所等に対する啓発に努めます。
- ・企業や事業者等が、そこで働く労働者をカスタマーハラスメントから守るため、組織として方針の明確化、相談体制の整備、発生防止や抑止の措置等に取り組むよう、啓発に努めます。

3 「ビジネスと人権」*の取組促進の啓発

- ・企業や事業者等がビジネスと人権に関するさまざまな人権問題への認識を深めるとともに、社内研修の実施等人権意識の高揚を図ることができるよう啓発に取り組みます。
- ・企業や事業者等に対して人権問題に関する情報や資料の提供を行います。

*ハラスメント

相手の意に反する言動によって不快な思いをさせたり、尊厳を傷つけたり、不利益や脅威を与えたりする行為全般のこと。

*「ビジネスと人権」

企業の事業活動と人権リスクに関する概念。特に1990年代に企業活動による国際的な人権課題が表面化し、2011（平成23）年3月、あらゆる国家及び企業に、その規模等に関わらず人権の保護・尊重への取組を促す「ビジネスと人権に関する指導原則」が国連人権理事会で採択。日本では、2020（令和2）年に『『ビジネスと人権』に関する行動計画（2020-2025）』、2022（令和4）年に「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」が策定され、国際基準を踏まえた、企業による人権尊重への取組が促されている。他方、国の人権計画において、各企業が、それぞれ人権方針を策定し、「人権デュー・ディリジェンス」（人権への負の影響を特定、防止、軽減し、どのように軽減するかという継続的なプロセス）を導入・実践していくこと等が期待されている。

4 自殺対策の推進

【現状と課題】

全国の自殺者数は、2012（平成24）年以降減少していましたが、2020（令和2）年以降は増加に転じています。「令和4年版自殺対策白書」（厚生労働省）によると、新型コロナウイルス感染症拡大下での精神的疲労や経済的な影響の可能性が挙げられています。

自殺の多くは多様かつ複合的な原因及び背景を有しており、さまざまな要因が連鎖する中で起きています。自殺は、その多くが追い込まれた末の死であり、また、その多くが防ぐことのできる社会的な問題であるという認識のもと、社会全体で自殺対策に取り組んでいく必要があります。

一方で、自殺の背景・原因となり得る失業や長時間労働、多重債務等の経済・生活問題、がん、うつ等の健康問題、家族間の不和、離婚等の家庭問題等は、誰もが自らの人生のさまざまな場面で抱える可能性があるとともに、自殺に関する正確な情報発信が十分でないこと等から、遺族は偏見に苦しんでいます。

【今後の取組の方向】

1 相談その他の支援の体制

- ・自殺未遂者や自死遺族等、生きづらさを抱える人に対して相談機関等の紹介や周知を図ります。
- ・各種相談窓口で、自殺につながるような言葉や、生活する上での困難や悩みを抱えていることがわかった場合は、専門の相談窓口や状況に応じた適切な窓口につなぎます。

2 啓発の推進

- ・悩みを抱えた人の孤立を防ぎ、すべての市民が地域社会の一員として生き、支え合う社会を実現するため、総合的かつ計画的に自殺対策を推進します。
- ・自殺予防週間（9月10日から16日まで）や、自殺対策強化月間（3月）等にあわせて、自殺予防に向けた啓発と相談窓口等の周知を行います。

5 災害時の配慮

【現状と課題】

一般避難所に指定されている体育館等の公共施設は、それぞれの利用目的に沿って設計されているため、高齢者や障害のある人等の要配慮者が長期の避難生活をする場として適していません。

2011（平成23）年の東日本大震災、2016（平成28）年の熊本・大分地震、2024（令和6）年の能登半島地震では、一般避難所をはじめ、倒壊寸前の自宅や、車中泊等で長期の避難生活を余儀なくされた要配慮者が体調を崩し、健康状態や病状の悪化などによる災害関連死が多発しました。

このような状況を防ぐためにも、要配慮者を含めたすべての被災者が安心して過ごすことのできる避難所の整備が喫緊の課題となっています。

また、東日本大震災後には原子力発電所事故に伴って、被災者に対するいわれのない偏見、差別、誹謗中傷等の人権侵害が起こっています。

誤った情報に惑わされることなく、人権に配慮した行動をとれるような取組の推進が必要です。

【今後の取組の方向】

1 避難生活における人権への配慮

- ・災害に備え、ハード面の整備や避難所運営体制を整えることはもちろん、ソフト面（人材の養成）にも取り組み、要配慮者を含むすべての方が安心して過ごすことのできる避難所の体制整備を推進します。
- ・要配慮者の避難を円滑に行うため、個別避難計画の作成を推進します。
- ・避難所をはじめ在宅等での生活支援のため、高齢者、障害者、難病者、妊産婦・乳幼児、外国人、性的マイノリティの人々等への支援ニーズを把握し、きめ細やかな配慮がなされるよう京都府や関係機関、災害ボランティア等と連携して対応を進めます。
- ・災害時において情報を正しく理解し、人権に配慮した行動ができるように、教育・啓発活動を推進します。